

横瀬町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

横 瀬 町

目次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
1.2. 対象範囲	2
1.3. 計画の位置づけ	7
1.4. 計画期間	7
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	8
2.1. 人口の現状と見通し	8
2.2. 財政の状況と見通し	9
(1) 歳入（普通会計）	9
(2) 歳出（普通会計）	10
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	11
(1) 公共施設の状況	11
(2) インフラ資産の状況	17
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	20
(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	20
(5) 過去に行った対策の実績	29
2.4. 現状や課題に関する基本認識	33
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	35
3.1. 公共施設等マネジメントの基本原則	35
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36
(1) 点検・診断の実施方針	36
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	37
(3) 安全確保の実施方針	37
(4) 耐震化の実施方針	38
(5) 長寿命化の実施方針	38
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	39
(7) 統合や廃止の推進方針	40
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	40
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	42
4.1. 公共施設	42
(1) 住民文化系施設	42
(2) 社会教育系施設	42

(3) スポーツ・レクリエーション系施設	43
(4) 産業系施設	43
(5) 学校教育系施設	43
(6) 子育て支援施設	44
(7) 保健・福祉施設	44
(8) 行政系施設	44
(9) 公園	45
(10) その他	45
4.2. インフラ資産	46
(1) 道路	46
(2) 橋りょう	46
(3) 下水道	47
5. 推進体制	48
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	48
(1) 全庁的な取組体制	48
(2) 情報の一元管理	48
5.2. フォローアップの実施方針	49
(1) PDCAサイクルによる計画の推進	49
(2) 議会・住民との情報共有	49
資料編	50
資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件	51
(1) 公共施設	51
(2) インフラ資産	52

1.はじめに

1.1.計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

我が国では、昭和30年代後半から昭和50年代にかけて公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設およびインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題であるとともに、人口減少、高齢化の進行等といった社会構造の変化によって公共施設等の利用需要も変化しつつあります。

こうした中、総務省は、平成26(2014)年4月に全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請しました。その後、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂」、「令和3(2021)年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを実施して、充実させていくことが求められています。

本町においても、学校などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和50年代から平成の初めにかけて整備・建設されたもので、老朽化が進行しており、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。こうした状況を踏まえて、平成29(2017)年3月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「横瀬町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、「横瀬町公共施設等総合管理計画」を具体化するために、令和元(2019)年度、令和2(2020)年度の2ヵ年に渡って「横瀬町公共施設個別施設計画」及び「横瀬町学校施設長寿命化計画」を策定しました。

今回の改訂計画は、総合管理計画策定から5年が経過するとともに、国の指針改訂、令和3(2021)年度中に総合管理計画の見直しが求められている状況、個別施設計画による具体的な公共施設等の長寿命化を踏まえ、「横瀬町公共施設等総合管理計画」の改訂を行うものです。

(2) 計画策定の目的

今回の改訂は、平成29(2017)年3月に策定した計画をベースに、本町が保有する公共施設等のあり方等を見直すとともに、これらを取り巻く現状や課題を再整理し、将来のまちの姿を見据えた、総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的とするものです。

1. 2. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの10分類、インフラ資産については、道路、橋りょう、下水道の3分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的方針を検討します。

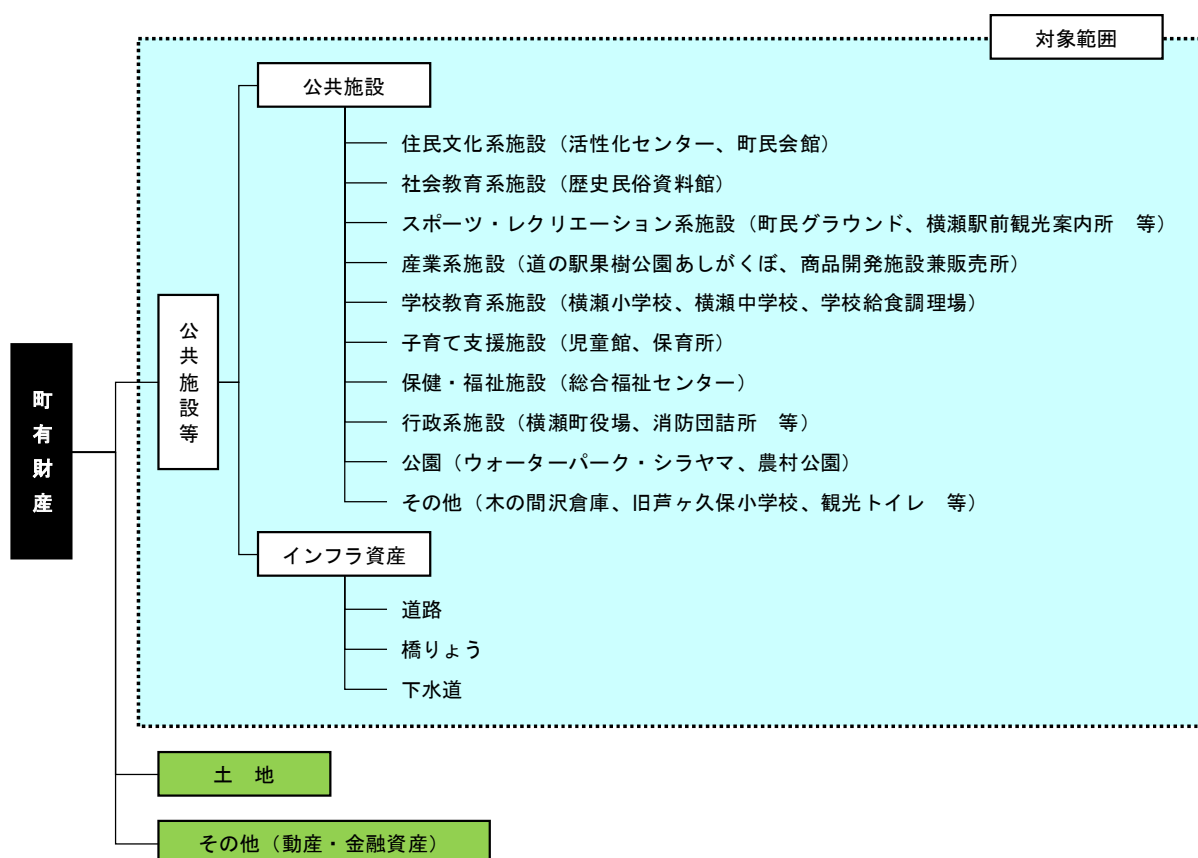


図 1-1 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	活性化センター
	文化施設	町民会館
社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民グラウンド、スポーツ交流館
	レクリエーション施設・観光施設	横瀬駅前観光案内所、ブコーさん観光案内所
産業系施設	産業系施設	道の駅果樹公園あしがくぼ、商品開発施設兼販売所
学校教育系施設	学校	横瀬小学校、横瀬中学校
	その他教育施設	学校給食調理場
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館、保育所
保健・福祉施設	社会福祉施設	総合福祉センター
行政系施設	庁舎等	横瀬町役場、芦ヶ久保出張所
	その他行政系施設	第1分団詰所(コミュニティ消防センター)(根古屋)、 第1分団詰所(苅米)、第2分団詰所(中郷)、 第2分団詰所(宇根)、第4分団詰所(日向山)、 第4分団詰所(大畑)、第5分団詰所(入山)、 第5分団詰所(赤谷)、 コミュニティ防災センター(第3分団詰所)(川東)
公園	公園	ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園
その他	その他	木の間沢倉庫、旧芦ヶ久保小学校、観光トイレ(17カ所)、 旧学校等給食共同調理場倉庫

【対象施設の変更内容】

対象施設変更の経緯及び概要については、表1-2のとおりで、主な内容は以下のとおりです。

① 類型の変更

- ・「ブコーさん観光案内所（レンタサイクルステーション、案内所）」は、産業系施設からスポーツ・レクリエーション系施設に変更しました。
- ・「保育所」は、保健・福祉施設から子育て支援施設に変更しました。

② 新規施設・追加施設

- ・「商品開発施設兼販売所（チャレンジキッチン ENgaWA）」を令和3(2021)年5月竣工
- ・「横瀬小学校（倉庫、トイレ）」を対象施設として追加

③ 廃止・移転施設

- ・「町営住宅中司団地（A～J棟）」老朽化により解体
- ・「旧学校等給食共同調理場（調理場、浄化槽ブローアー棟）」を解体

④ 対象外に変更した施設

- ・「山の花道」は、建物とは異なるため対象外に変更

⑤ その他（名称変更、面積変更、構造変更等）

- ・その他変更点については、資料等を精査した結果明確となった内容に変更しました。

表1-2-1 対象施設の変更の経緯・概要

番号	施設名	建物名称	構造	延床面積 (㎡)	建築 年度	変更の内容
1	活性化センター	活性化センター	SRC	585.77	1994	床面積の変更〔旧面積：595.71〕
2	町民会館	町民会館	RC	3377.99	1989	建築年度の変更〔旧建築年度：1988〕
		トイレ（旧役場庁舎跡地）	木造	3.72	2004	建物名称の変更〔旧名称：便所〕
3	歴史民俗資料館	うららかよこせミュージックガーデン	木造	9.93	2013	変更なし
		資料館	RC	650.64	1982	変更なし
4	町民グラウンド	倉庫	木造	99.17	1988	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）〕
		管理棟	S	74.87	1980	変更なし
		トイレ（管理棟南側）	S	38.09	1979	建物名称の変更〔旧名称：便所1〕
		倉庫（管理棟西側）	木造	59.5	1988	建物名称の変更〔旧名称：物置1〕
		倉庫（下・南西側）	S	43.06	1993	建物名称の変更〔旧名称：物置2〕
		トイレ（管理棟南側・身障者用）	木造	4.1	2000	建物名称の変更〔旧名称：便所2〕
		車庫	S	77	2009	変更なし
		倉庫（上・北東側）	S	49.95	2002	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）〕
5	スポーツ交流館	トイレ（上・南東側）	木造	24.11	2002	建物名称の変更〔旧名称：便所3〕
		屋内運動場	木造	1548.1	2005	変更なし
		トイレ	木造	27.94	2005	建物名称の変更〔旧名称：便所〕
6	横瀬駅前観光案内所	案内所	木造	63.76	2003	変更なし
7	ブコーさん観光案内所	レンタサイクルステーション	木造	46	2013	産業系施設からスポーツ・レクリエーション系施設に類型を変更 建物名称を変更〔旧名称：店舗〕
		案内所	S	106.64	1998	産業系施設からスポーツ・レクリエーション系施設に類型を変更 建物名称を変更〔旧名称：レンタサイクルステーション〕
8	道の駅果樹公園あしがくぼ	食堂・直売所	木造	453.25	2003	建物名称の変更〔旧名称：店舗〕
		ギャラリー	木造	88.45	2003	建物名称の変更〔旧名称：その他〕
		体験交流室・事務室	木造	220.53	2003	建物名称の変更〔旧名称：技術科実習室〕
		あづまや	木造	132.57	2004	変更なし
		倉庫	木造	59.62	2004	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他）〕
		麵茹場	木造	10.69	2004	建物名称の変更〔旧名称：調理場〕
		いわざくら館	木造	44.72	2012	建物名称の変更〔旧名称：販売促進施設（いわざくら館）〕
		水辺のカフェ	木造	16.56	2012	建物名称の変更〔旧名称：食材供給施設〕
9	商品開発施設兼販売所	農産物加工場	木造	308	2002	施設を「道の駅果樹公園あしがくぼ」に統合 建物名称を変更〔旧名称：工場（その他用）〕
		チャレンジキッチンENgaWA	S	68.57	2021	令和3年5月竣工
10	横瀬小学校	第2校舎	RC	1386	1960	建物名称の変更〔旧名称：校舎1〕
		第1校舎	木造	1047	1950以前	建物名称の変更〔旧名称：校舎2〕
		第3校舎	RC	1468	1972	建物名称の変更〔旧名称：校舎3〕
		配膳室（第3校舎）	RC	33	1978	建物名称の変更〔旧名称：給食受領室1〕
		物置	木造	9.94	1971	変更なし
		プール付風屋	RC	105	1995	変更なし
		特別教室棟	S	431.8	1989	建物名称の変更〔旧名称：特別教室〕
		配膳室（第2校舎）	S	9.59	2001	建物名称の変更〔旧名称：給食受領室2〕
		倉庫（スポーツ交流館裏）	木造	66.25	2008	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）〕
		トイレ（第2グラウンド）	木造	21	1996	建物名称の変更〔旧名称：便所2〕
		昇降口（倉庫）	S	23	1963	建物名称の変更〔旧名称：昇降口〕
		倉庫（第2グラウンド）	S	43	1994	新たに対象施設として追加
		トイレ（第1校舎）	木造	43	2004	新たに対象施設として追加
		貯蔵庫	S	5	1971	建物名称の変更〔旧名称：普通教室棟貯蔵庫〕 構造の変更〔旧構造：木造〕 建築年度の変更〔旧建築年度：1963〕

表 1-2-2 対象施設の変更の経緯・概要

番号	施設名	建物名称	構造	延床面積 (㎡)	建築 年度	変更の内容
11	横瀬中学校	校舎B棟	RC	1166	1963	建物名称の変更〔旧名称：校舎1〕
		屋内運動場	S	2157	1972	変更なし
		倉庫（旧技術科室）	S	355	1976	建物名称の変更〔旧名称：技術科実習室〕
		プール付附属	S	116	1978	変更なし
		校舎A棟	RC	2974	1979	建物名称の変更〔旧名称：校舎2〕
		倉庫（校庭南）1	S	27	1967	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）1〕
		倉庫（校庭南）2	S	26	1992	建物名称の変更〔旧名称：体育小屋〕
		倉庫（B棟裏）	S	43	1992	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）2〕
		自転車置場1	S	30.55	1999	変更なし
		自転車置場2	S	45.11	1999	変更なし
		倉庫（屋内運動場裏）	S	46.75	2002	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）3〕
		倉庫（校庭南）3	木造	66	2010	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（校庭南側校門脇）〕
		12	学校給食調理場	調理場	S	808
車庫	S			52	2009	変更なし
13	児童館	児童館	S	353.21	2000	床面積の変更〔旧面積：350.94〕
		児童館（学童保育室）	木造	79.03	2014	建物名称の変更〔旧名称：児童館〕 床面積の変更〔旧面積：79〕
14	保育所	保育所	S	540.94	1984	建物名称の変更〔旧名称：保育所1〕
		保育所（年長保育室）	木造	47.39	2005	建物名称の変更〔旧名称：保育所2〕
15	総合福祉センター	総合福祉センター	RC	1436.91	1985	建物名称の変更〔旧名称：総合福祉センター1〕
		エレベーター	RC	20.9	2002	建物名称の変更〔旧名称：総合福祉センター2〕
16	横瀬町役場	本庁舎	RC	2665.3	1983	建物名称の変更〔旧名称：庁舎〕
		現業棟	RC	292.45	1983	建物名称の変更〔旧名称：車庫1〕
		車庫	RC	86.09	1983	建物名称の変更〔旧名称：車庫2〕
		受水槽棟	RC	45.02	1983	建物名称の変更〔旧名称：プロパン車庫受水槽棟〕
		自転車置場	RC	20.25	1983	変更なし
		喫煙所	RC	7.37	1983	建物名称の変更〔旧名称：浄化槽ブローアー棟〕
		倉庫（現業棟裏）	S	17.35	1983	建物名称の変更〔旧名称：倉庫（その他用）〕
17	芦ヶ久保出張所	出張所	木造	9.94	1995	変更なし
18	第1分団詰所(コミュニティ消防センター)(根古屋)	消防団詰所	木造	50.52	2001	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕 構造の変更〔旧構造：鉄骨造〕
			S	34.78		
19	第1分団詰所(苅米)	消防団詰所	S	50.01	1986	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
20	第2分団詰所(中郷)	消防団詰所	S	74.53	1992	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
21	第2分団詰所(宇根)	消防団詰所	木造	34.78	1978	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
22	第4分団詰所(日向山)	消防団詰所	S	44.51	1985	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
23	第4分団詰所(大畑)	消防団詰所	木造	28.16	1978	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
24	第5分団詰所(入山)	消防団詰所	木造	28.16	1978	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕
25	第5分団詰所(赤谷)	消防団詰所	木造	39.75	1999	建物名称の変更〔旧名称：消防器具置場〕 構造の変更〔旧構造：鉄骨造〕
			S	36.78		
26	コミュニティ防災センター(第3分団詰所)(川東)	コミュニティ防災センター	木造	312.42	2007	建物名称の変更〔旧名称：その他〕
		消防団詰所	木造	23.19	2010	建物名称の変更〔旧名称：第3分団機械器具置場〕
		倉庫	木造	41	2007	変更なし
27	町営住宅中司団地	A棟	RC	210.4	1972	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		B棟	RC	210.4	1972	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		C棟	RC	105.2	1972	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		D棟	RC	210.4	1973	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		E棟	RC	210.4	1973	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		F棟	RC	210.4	1973	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		G棟	RC	315.84	1974	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		H棟	RC	315.84	1974	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		I棟	RC	218.73	1974	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
		J棟	RC	328.11	1974	廃止〔令和3年解体のため非対象〕
28	ウォーターパーク・シラヤマ	水車小屋	木造	13.24	1991	変更なし
		あづまや1	木造	16	1991	変更なし
		あづまや2	木造	16	1991	変更なし
		あづまや3	木造	16	1992	変更なし
		あづまや4	木造	16	1992	変更なし
		トイレ	木造	24.75	1992	変更なし
29	農村公園	あづまや	木造	8.29	1994	建物名称の変更〔旧名称：四阿〕
		トイレ	木造	12.42	1995	建物名称の変更〔旧名称：便所〕
	山の花道(削除)	山の花道(削除)				非対象〔建物ではないため〕
30	木の間沢倉庫	倉庫1(西側)	S	87.48	1975	建物名称の変更〔旧名称：倉庫1〕
		倉庫2(南側)	S	30.8	2009	建物名称の変更〔旧名称：倉庫2〕
		倉庫3(土のう置き場)	S	9.75	2009	建物名称の変更〔旧名称：倉庫3〕
31	旧芦ヶ久保小学校	木造校舎	木造	1092.25	1950以前	建物名称の変更〔旧名称：校舎1〕
		プール付附属	S	34	1981	変更なし
		屋内運動場	S	429	1961	変更なし
		倉庫(屋内運動場下)	RC	84	1961	建物名称の変更〔旧名称：倉庫(その他用)〕 面積の変更〔旧面積：96〕
		トイレ(屋内運動場横)	木造	15	1984	建物名称の変更〔旧名称：便所〕
		鉄筋校舎	RC	667.86	1967	建物名称の変更〔旧名称：校舎2〕
	物置(渡廊下横)	木造	19.84	1967	建物名称の変更〔旧名称：物置〕	

表 1-2-3 対象施設の変更の経緯・概要

番号	施設名	建物名称	構造	延床面積 (㎡)	建築 年度	変更の内容
32	宇根御製碑前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	12.3	1991	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
33	武甲山山頂観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	14.91	1999	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
34	牛川観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	18.54	2004	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
35	札所9番観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	12.42	1997	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
36	東林寺前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	12.42	1997	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
37	札所8番観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	19.11	1999	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
38	札所6番観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	12.42	1995	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
39	横瀬駅前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	53.96	2000	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
40	札所7番観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	21.43	1998	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
41	活性化センター前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	21.43	1999	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
42	あしがくぼフルーツガーデン観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	12.42	1996	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
43	19区日向山公会堂前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	21.43	2000	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所2〕
44	山の花道駐車場観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	21.43	1998	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
45	宇根八坂神社観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	18.54	2008	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
46	寺坂棚田観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	20.7	2014	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
47	小峠琴平神社前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	14.58	2014	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
48	芦ヶ久保駅前観光トイレ	観光・公衆トイレ	木造	37.26	2014	建物名称の変更〔旧名称：公衆便所〕
49	旧学校等給食共同調理場	調理場（解体済につき削除）	S	399.75	1978	廃止〔解体済のため非対象〕
		倉庫	S	44.55	1978	建物名称の変更〔旧名称：車庫〕
		浄化槽ブローアー棟（解体済につき削除）	不明	8	1978	廃止〔解体済のため非対象〕

1.3. 計画の位置づけ

平成 25(2013)年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」や町の「総合振興計画」を踏まえて策定するもので、本町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の指針となるものです。

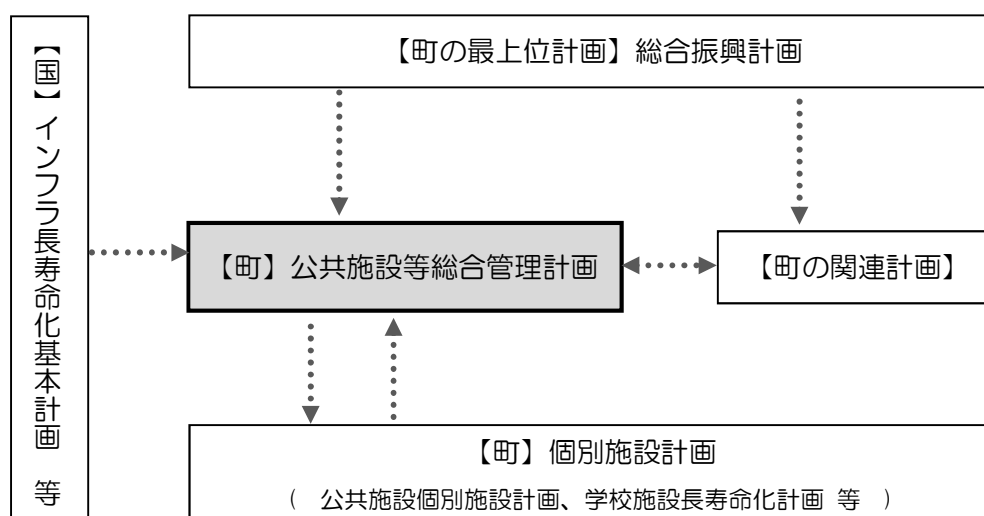


図 1-2 計画の位置づけ

1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度までの 40 年間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

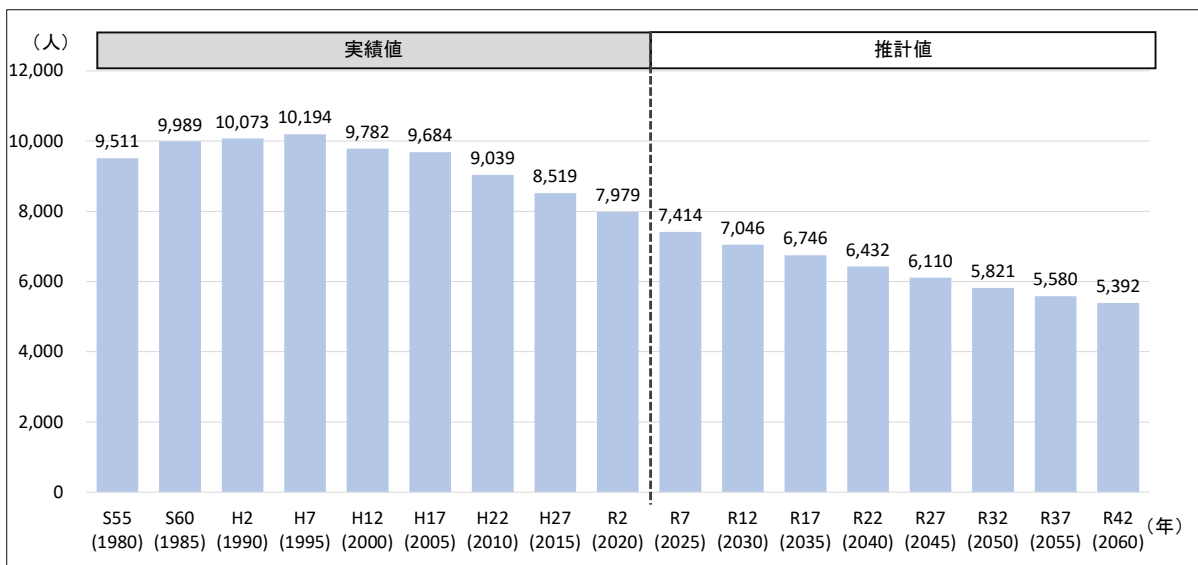
計画期間 40 年
(平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度まで)

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1. 人口の現状と見通し

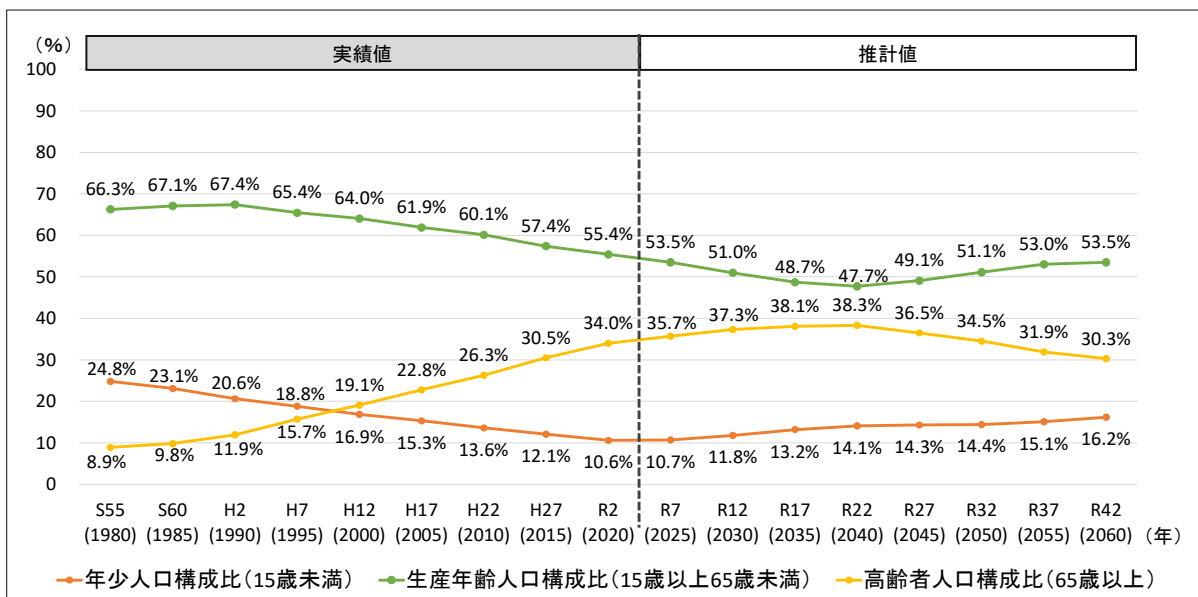
本町の総人口は、平成7(1995)年に10,194人でピークを迎え、その後は一貫して減少し、令和2(2020)年では7,979人となっています。「横瀬町人口ビジョン」の推計によると、令和7(2025)年以降も減少が続き、令和42(2060)年には5,392人となる見通しです。

年齢3階層別の人口構成比をみると、令和2(2020)年の年少人口構成比は10.6%、生産年齢人口構成比は55.4%、高齢者人口構成比は34.0%となっています。今後も少子高齢化は進行していくと予測されており、人口構造の変化への対応が必要です。



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「横瀬町人口ビジョン」（戦略人口）

図2-1 総人口の推移と見通し



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「横瀬町人口ビジョン」（戦略人口）

図2-2 年齢3階級層人口構成比の推移と見通し

2. 2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

歳入（普通会計）の状況をみると、平成23(2011)年度から令和元(2019)年度までの歳入総額は概ね35億円前後で推移しています。令和2(2020)年度の歳入総額は51.6億円ですが、これは新型コロナウイルス感染症対策事業に対する国庫支出金があるためです。自主財源である地方税は11.8億円であり、全体の23%を占めています。

平成23(2011)年からの歳入の推移をみると、令和元(2019)年度までは変動はあるものの、概ね横ばいの状態で推移しており、地方税についても概ね一定額で推移しています。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、自主財源の確保が困難となり、厳しい財政運営となることも懸念されます。

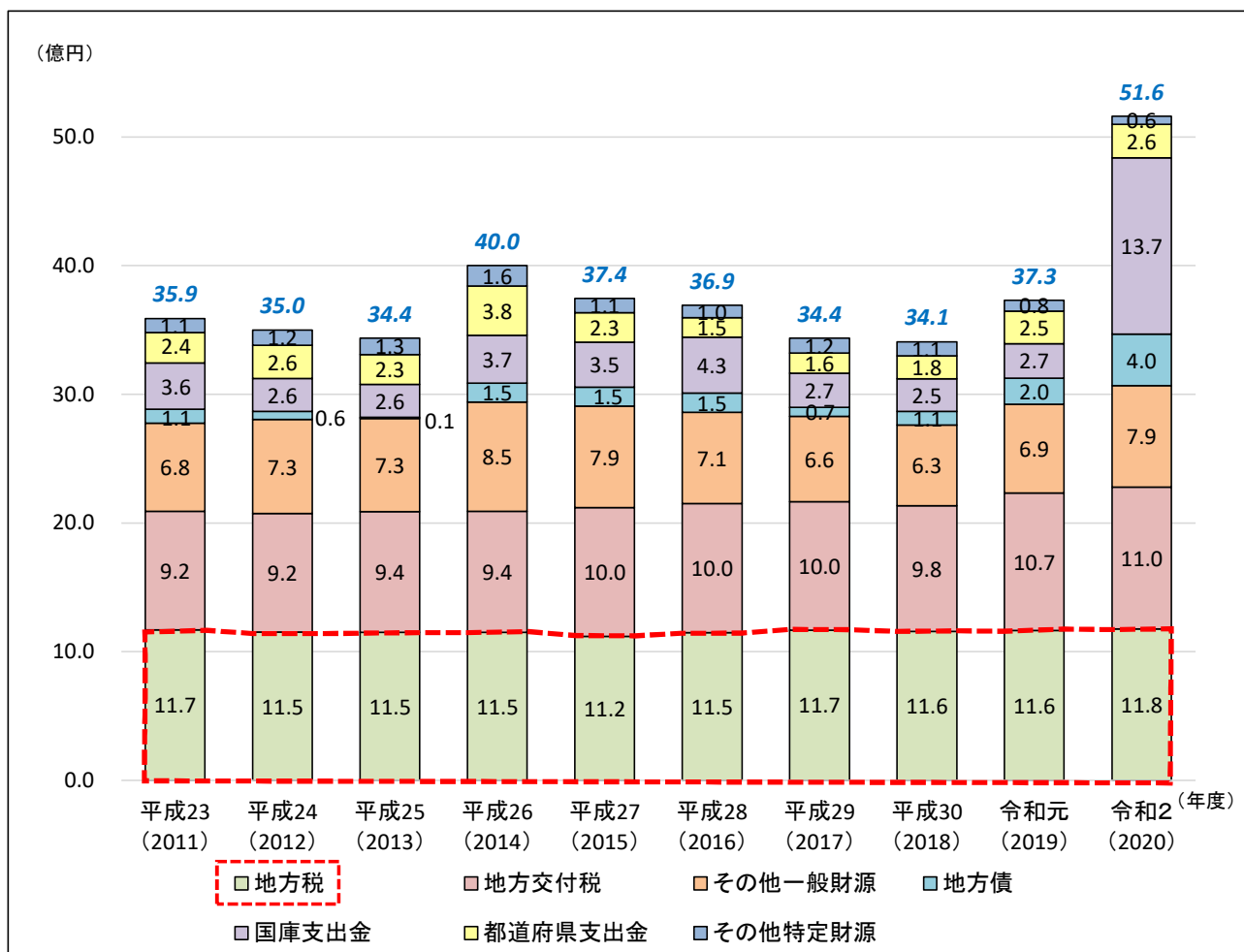


図2-3 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※一般財源：用途が指定されていない収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

※国庫支出金：国から市町村へ直接交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入れ。

(2) 歳出（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、義務的経費のうち扶助費は、年々増加が続いており、令和2(2020)年度には4.9億円で過去最高値となっています。また、令和2(2020)年度に補助金が大幅に増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策事業の補助、助成金が含まれるためです。

今後も高齢化の進行等により、さらなる扶助費の増加が見込まれるため、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が厳しくなることが見込まれます。

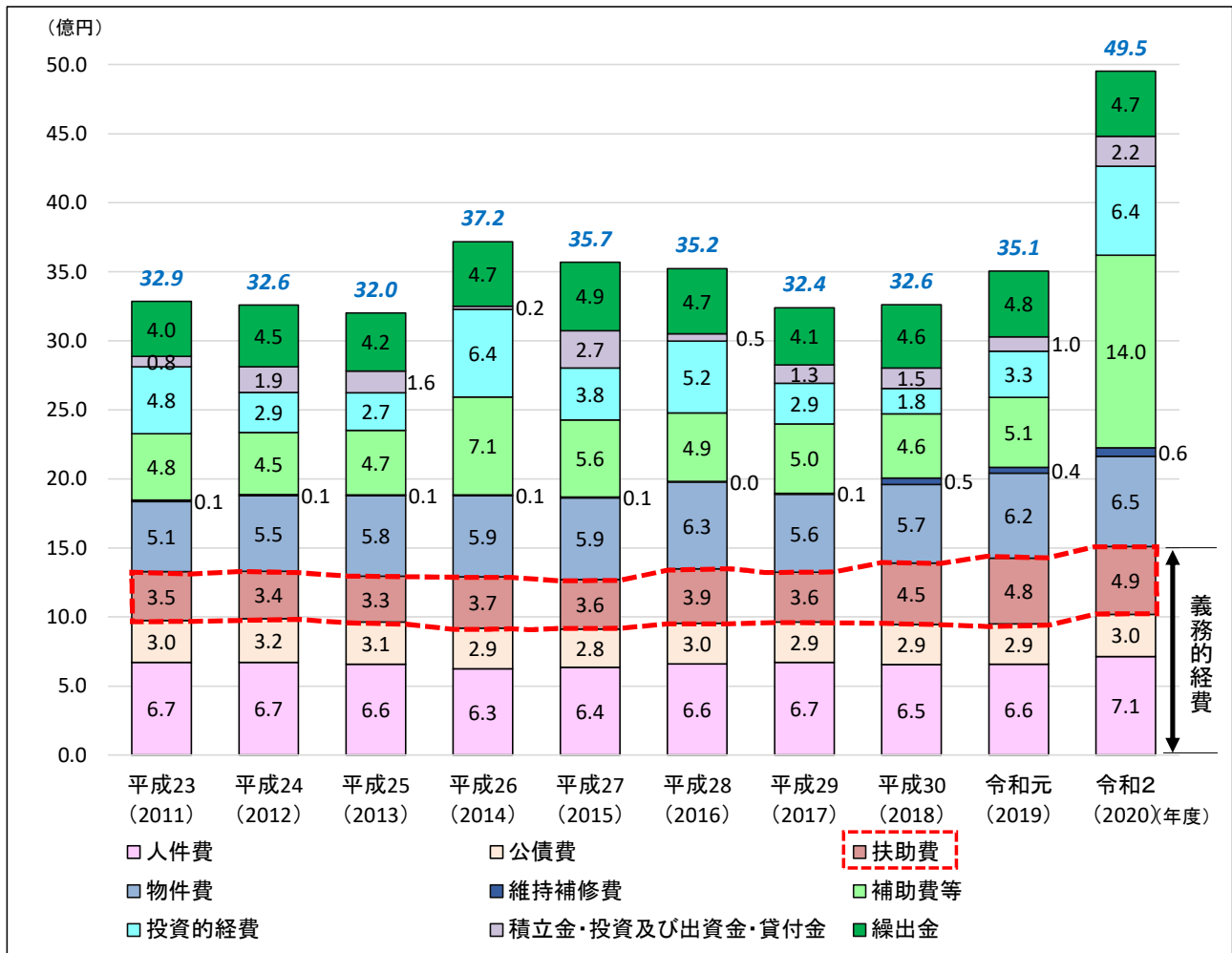


図2-4 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、老人福祉法などの各種法令に基づいて支払われる経費及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費等。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

2. 3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

① 公共施設の保有状況

a) 保有施設数の推移

本町が保有する公共施設は令和3(2021)年4月1日現在で48施設となっており、平成28(2016)年の状況と比較すると、4施設減となっています。実際に減った施設は、公営住宅、その他施設(旧学校等給食共同調理場の調理場〔倉庫は残存〕)で、その他の増減は計画対象外とした施設等、計画の修正によるものです。

なお、表2-1に示す増減には施設類型の変更によるものも含まれます。

表 2-1 公共施設の保有施設数の推移

各年4月1日現在

施設分類	平成28年		令和3年		増減(R3-H28)	
	施設数		施設数		施設数	
	(施設)	(%)	(施設)	(%)	(施設)	ポイント
住民文化系施設	2	3.8	2	4.2	0	0.4
社会教育系施設	1	1.9	1	2.1	0	0.2
スポーツ・レクリエーション系施設	3	5.8	4	8.3	1	2.5
産業系施設	3	5.8	2	4.2	-1	-1.6
学校教育系施設	3	5.8	3	6.3	0	0.5
子育て支援施設	1	1.9	2	4.2	1	2.3
保健・福祉施設	2	3.8	1	2.1	-1	-1.7
行政系施設	11	21.2	11	22.9	0	1.7
公営住宅	1	1.9	-	-	-1	-1.9
公園	3	5.8	2	4.2	-1	-1.6
その他	22	42.3	20	41.7	-2	-0.6
	52	100.0	48	100.0	-4	-

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

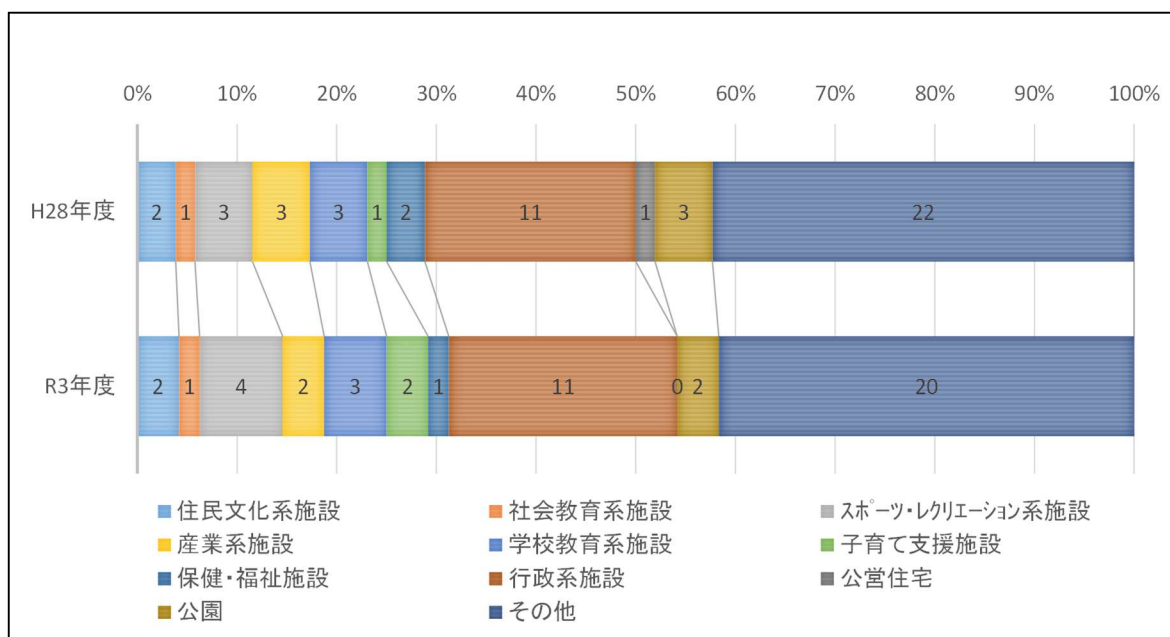


図 2-5 公共施設の保有施設数の推移

b) 保有量（延床面積）の推移

本町が保有する公共施設の延床面積は令和3(2021)年4月1日現在で30,300㎡となっており、平成28(2016)年の状況と比較すると、2,859㎡減少しています。

施設分類別に延床面積をみると、学校教育系施設が12,604㎡で最も多く、公共施設全体の41.6%を占めています。次いで、住民文化系施設が3,977㎡で13.1%、行政系施設が3,942㎡で13.0%の順になっています。平成28(2016)年の状況と比較すると、施設分類の変更や面積の訂正に伴うものを除けば、実際に最も大きく変化した施設は、その他施設の旧学校等給食共同調理場(408㎡)の減となっています。

なお、表2-2に示す増減には施設類型の変更の他に、計画策定時における数値の誤りの訂正等によるものも含まれます。

表 2-2 公共施設の保有量の推移

施設分類	各年4月1日現在					
	平成28年		令和3年		増減(R3-H28)	
	延床面積 (㎡)	(%)	延床面積 (㎡)	(%)	延床面積 (施設)	ポイント
住民文化系施設	3,987	12.0	3,977	13.1	-10	1.1
社会教育系施設	750	2.3	750	2.5	0	0.2
スポーツ・レクリエーション系施設	2,010	6.1	2,163	7.1	153	1.0
産業系施設	1,487	4.5	1,403	4.6	-84	0.1
学校教育系施設	12,598	38.0	12,604	41.6	6	3.6
子育て支援施設	430	1.3	1,020	3.4	590	2.1
保健・福祉施設	2,125	6.4	1,458	4.8	-667	-1.6
行政系施設	3,942	11.9	3,942	13.0	0	1.1
公営住宅	2,336	7.0	-	-	-2,336	-7.0
公園	175	0.5	123	0.4	-52	-0.1
その他	3,319	10.0	2,860	9.5	-459	-0.5
	33,159	100.0	30,300	100.0	-2,859	-

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

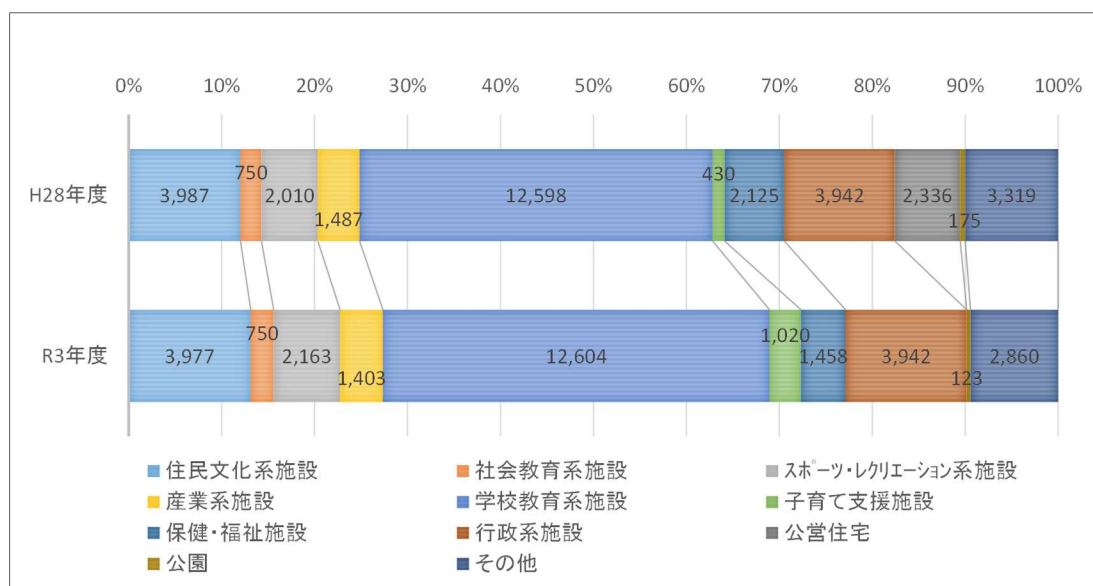


図 2-6 公共施設の保有量の推移

② 老朽化の状況

本町では、昭和 40 年代後半から現在まで、住民ニーズなどに対応するため、学校教育系施設や行政系施設などの様々な公共施設の整備を進めてきました。

現在は、建築後 30 年以上経過している施設が全体の 77.6%を占めており、老朽化が進行しています。特に、令和元(2019)年度に実施した劣化状況調査によれば、横瀬小学校、横瀬中学校、旧芦ヶ久保小学校で劣化が進んでいる結果となっています。

一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

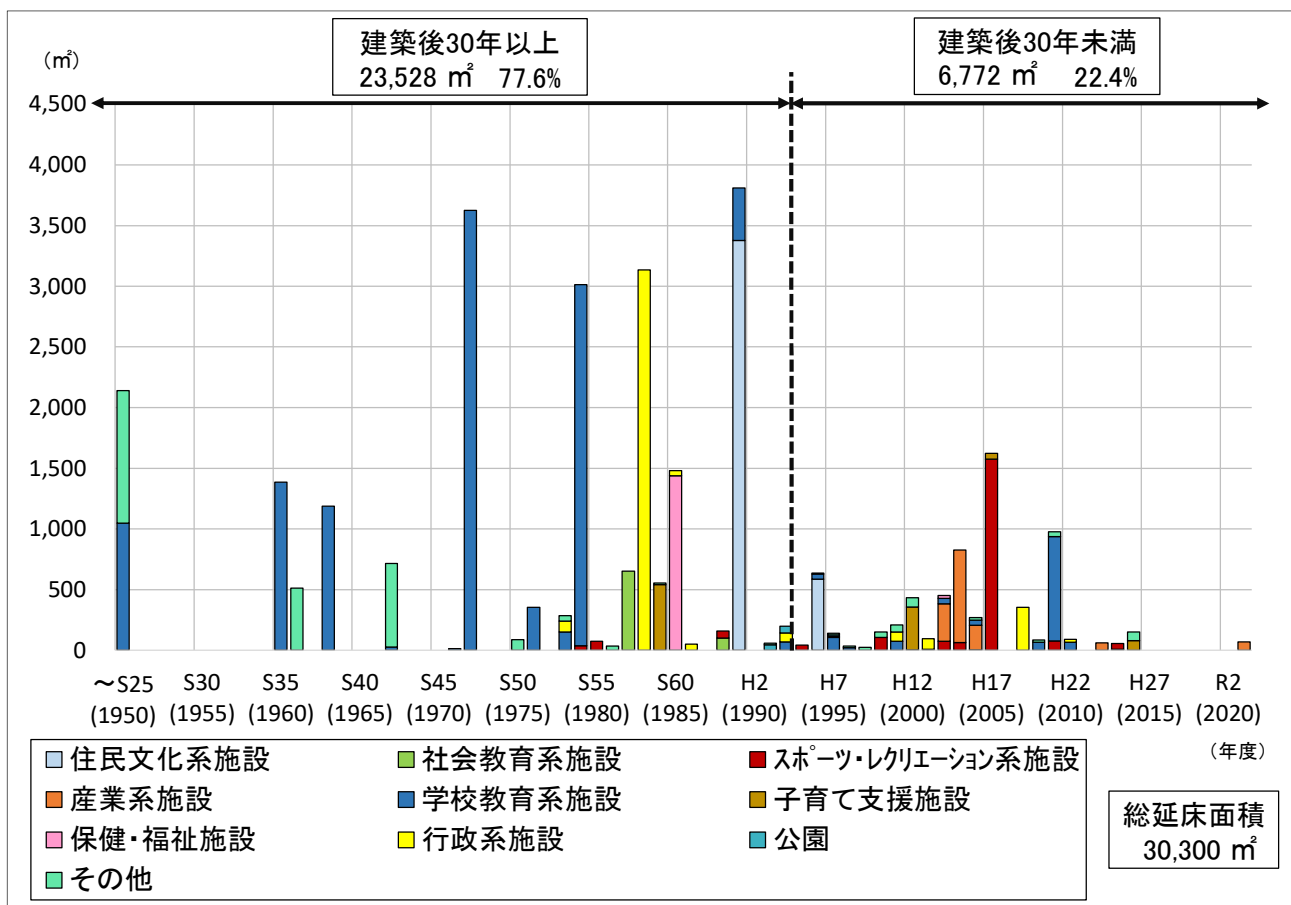


図 2-7 公共施設の建築年度別床面積

〔参考〕劣化度評価結果 <個別施設計画より抜粋>

通し 番号	棟名（建物名）	建築年 (西暦)	築年数 ※1	延べ面積 (㎡)	構造 ※2	経過 劣化度 評価点	劣化度評価												総合 評価点 ※3
							構造部		屋根・屋上		外壁		内部仕上		機械設備		電気設備		
							評価 点	評価	評価 点	評価	評価 点	評価	評価 点	評価	評価 点	評価	評価 点	評価	
1	町役場（本庁舎）	1983	36	2,665.30	RC造	28	150	B	150	B	150	B	100	A	75	B	75	B	728
2	町役場（現業棟）	1983	36	292.45	RC造	28	150	B	150	B	150	B	75	B	75	B	75	B	703
3	旧芦ヶ久保小学校 （木造校舎）	1935	84	1,092.25	W造	0	80	C	150	B	80	C	40	C	40	C	40	C	430
4	旧芦ヶ久保小学校 （鉄筋校舎）	1967	52	667.86	RC造	0	80	C	150	B	80	C	40	C	40	C	40	C	430
5	旧芦ヶ久保小学校 （屋内運動場）	1961	58	429.00	S造	0	80	C	20	D	80	C	40	C	40	C	40	C	300
6	旧横瀬町学校等給食調理場	1978	41	399.75	S造	0	80	C	150	B	150	B	40	C	40	C	40	C	500
7	総合福祉センター	1985	34	1,436.91	RC造	32	150	B	150	B	150	B	100	A	75	B	75	B	732
8	横瀬保育所	1984	35	540.94	S造	8	150	B	150	B	150	B	75	B	75	B	75	B	683
9	活性化センター	1994	25	595.71	SRC造	50	150	B	150	B	150	B	75	B	75	B	75	B	725
10	横瀬小学校（第一校舎）	1933	86	1,047.00	W造	0	150	B	150	B	150	B	75	B	40	C	40	C	605
11	横瀬小学校（特別教室棟）	1989	30	431.80	S造	21	150	B	150	B	150	B	75	B	75	B	75	B	696
12	横瀬中学校（A棟）	1979	40	2,974.00	RC造	20	150	B	150	B	150	B	100	A	40	C	40	C	650
13	横瀬中学校（B棟）	1963	56	1,166.00	RC造	0	80	C	80	C	80	C	75	B	40	C	40	C	395
14	横瀬中学校（屋内運動場）	1972	47	2,157.00	S造	0	150	B	80	C	80	C	75	B	40	C	40	C	465
15	横瀬中学校（倉庫）	1976	43	355.00	S造	0	80	C	80	C	80	C	40	C	40	C	40	C	360
16	町民会館	1988	31	3,377.99	RC造	38	150	B	80	C	150	B	75	B	75	B	75	B	643
17	歴史民俗資料館	1982	37	650.64	RC造	26	150	B	150	B	200	A	75	B	75	B	75	B	751

※1：築年数の基準年は、令和元(2019)年。

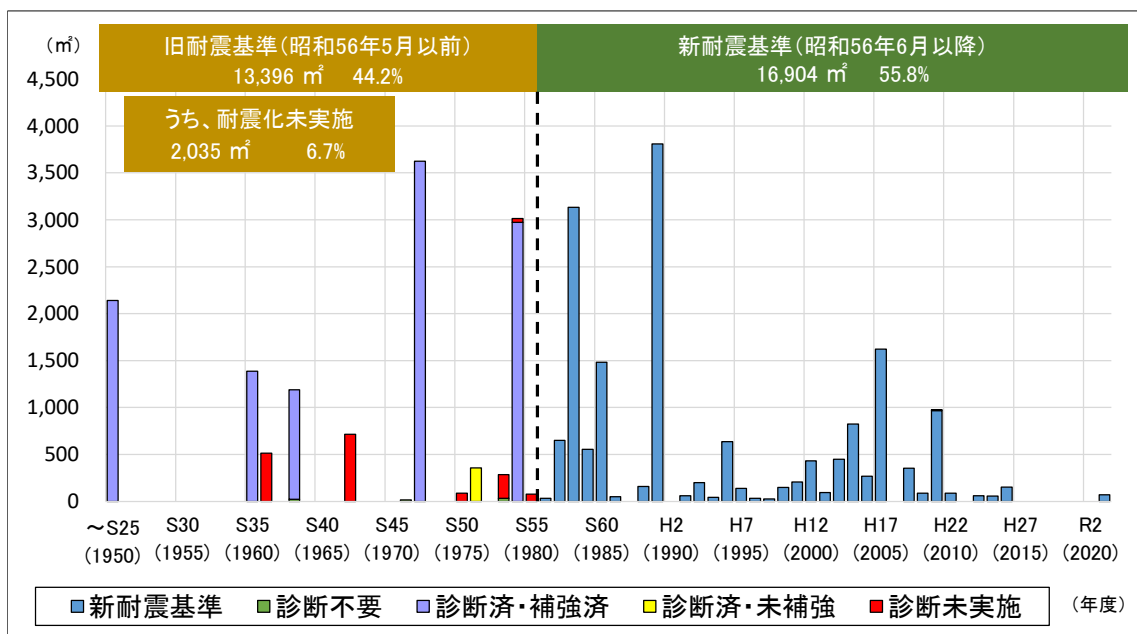
※2：構造 RC造---鉄筋コンクリート造, SRC造---鉄骨鉄筋コンクリート造, W造---木造。

※3：総合評価点は1,000点満点であり、点数が低いほど劣化が進んでいる。

③ 耐震化の状況

新耐震基準の公共施設の延床面積は、全体の 55.8%を占めています。また、旧耐震基準の施設も耐震補強済みの施設が多くを占めており、耐震化未実施の施設は 6.7% となっています。平成 28(2016)年の状況と比較すると、新耐震基準の建物割合は 4.6 ポイント増で、耐震化未実施の施設は 11.1 ポイント減となっており、耐震化が進んでいます。

耐震化の状況を施設分類別にみると、耐震診断未実施の施設がスポーツ・レクリエーション系施設で 5.2%、その他で 46.9%となっており、早急な対策が必要です。平成 28(2016)年の状況と比較すると、公営住宅は廃止され、その他では耐震診断未実施の建物が 39.4%減(H28 診断未実施は 86.3%)となり、耐震化対策が進んでいます。

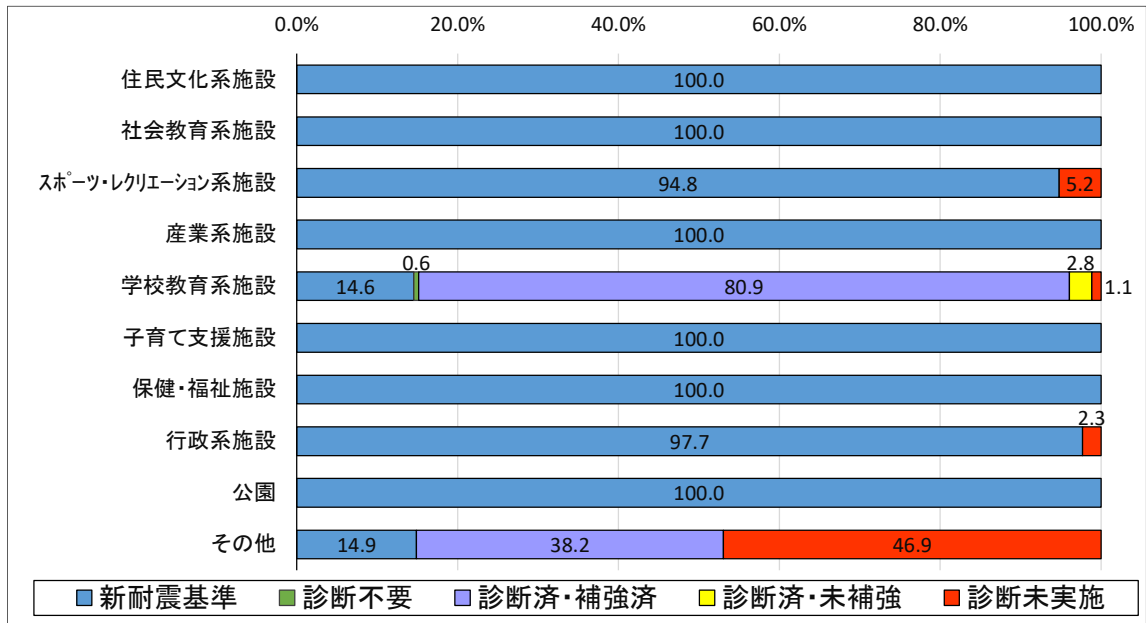


※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度 5 程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度 6 強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。

※診断不要：旧耐震基準の建物のうち、小規模な建物や長期間の利用を見込まないため、耐震診断は不要と判断した建物。

図 2-8 公共施設の耐震化状況



※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

図 2-9 施設分類別の耐震化状況（床面積比率）

(2) インフラ資産の状況

① インフラ資産の保有状況と保有量の推移

インフラ資産は、住民の生活や産業・経済活動を支える必要不可欠なものです。今後の住民の安全・利便性の向上や都市の活性化に向けて、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくことが必要です。

令和3(2021)年4月1日現在のインフラ資産の保有量は、下表に示すとおりです。

平成28(2016)年4月1日現在と比較すると、道路は総延長が506m、総面積が3,799㎡の増加、橋りょうは2橋増加し、面積は259㎡増加しています。下水道は、管理延長が2,945m増加し、下水道施設の面積の155㎡については、面積の訂正によるものです。合併浄化槽の設置数が103基増加しています。

表 2-3 公共施設の保有量の推移

各年4月1日現在

分類	種別	平成28年 数量		令和3年 数量		増減 (R3-H28)
道路	一級町道	延長	18,618 m	延長	18,617 m	-1 m
		面積	135,841 ㎡	面積	136,376 ㎡	535 ㎡
	二級町道	延長	18,943 m	延長	18,943 m	0 m
		面積	91,230 ㎡	面積	91,343 ㎡	113 ㎡
	その他の町道	延長	160,840 m	延長	161,347 m	507 m
		面積	263,612 ㎡	面積	266,763 ㎡	3,151 ㎡
計	延長	198,401 m	延長	198,907 m	506 m	
		面積	490,683 ㎡	面積	494,482 ㎡	3,799 ㎡
橋りょう		本数	106 橋	本数	108 橋	2 橋
		延長	1,181 m	延長	1,189 m	8 m
		面積	6,909 ㎡	面積	7,168 ㎡	259 ㎡
下水道	管路	延長	23,240 m	延長	26,185 m	2,945 m
	下水道施設	施設数	1 施設	施設数	1 施設	0 施設
		面積	1,422 ㎡	面積	1,577 ㎡	155 ㎡
	合併浄化槽	設置基数	48 基	設置基数	151 基	103 基

※下水道施設の面積が155㎡増となっていますが、計画策定時の数値の誤りによるもので、実際に施設が変化した数値ではありません。

a) 道路

道路の総面積は、494,482 m²となっています。

これまで整備されてきた道路は、必要に応じて、順次舗装の打換え等の更新を進めます。

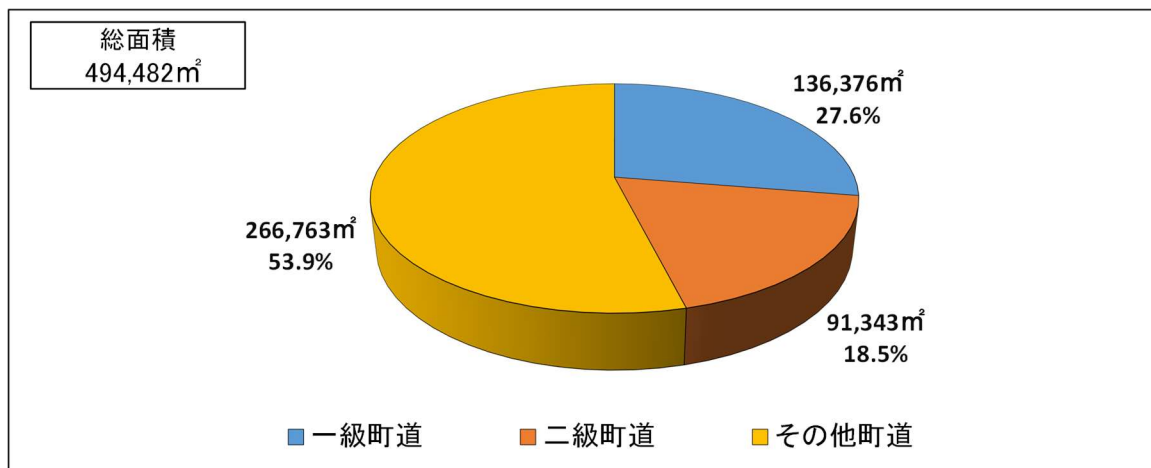


図 2-10 道路の分類別整備状況

b) 橋りょう

橋りょうの総面積は、7,168 m²となっています。

昭和 30 年代より整備を進めてきた橋りょうが、順次更新時期を迎えます。

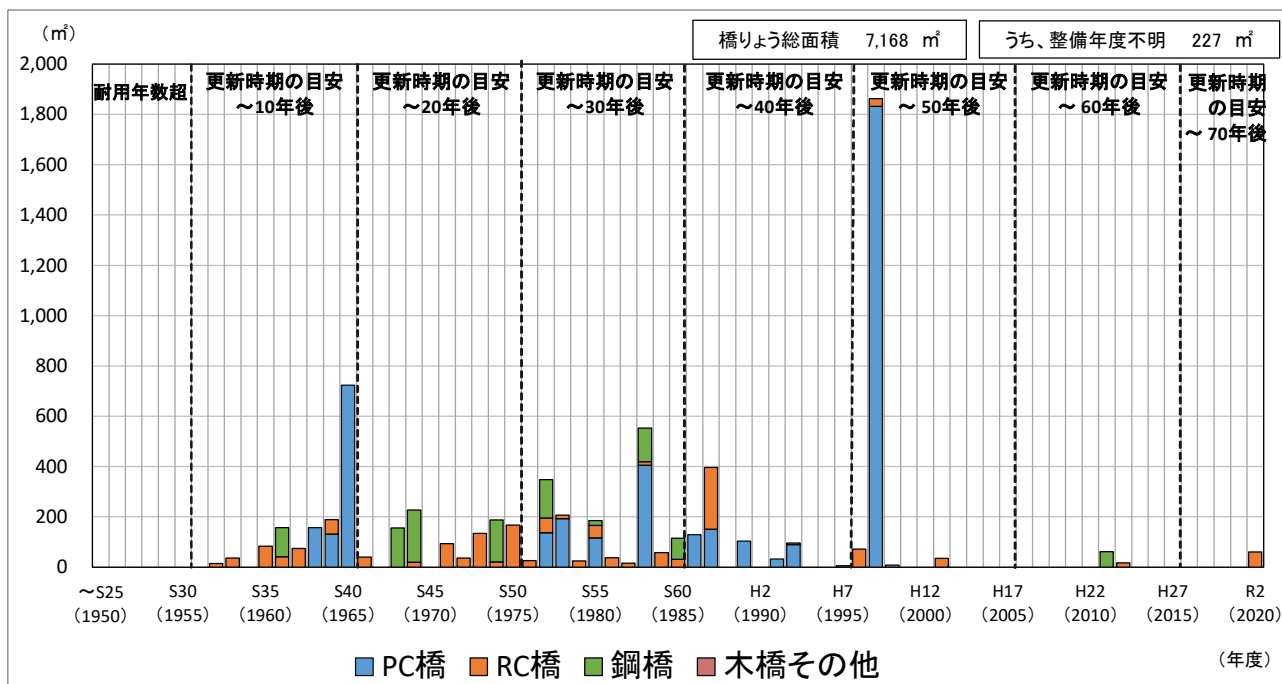


図 2-11 橋りょうの年度別整備状況

c) 下水道

下水道の総延長は、26,185mとなっています。

下水道の耐用年数の50年を踏まえると、今後およそ35年後から順次、多くの下水道が更新時期を迎えます。

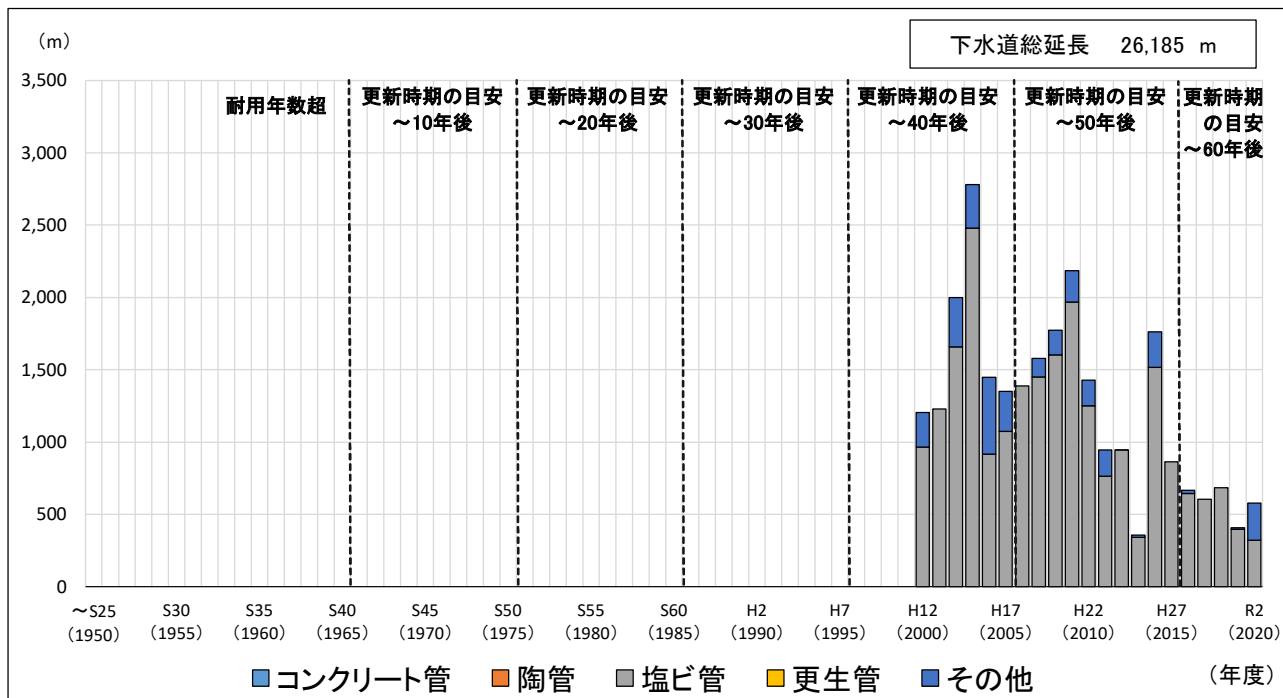


図 2-12 下水道の年度別整備状況

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したものです。

本町の令和2(2020)年度における有形固定資産減価償却率は59.8%となっています。平成29(2017)年度以降、資産老朽化比率が高まっていることがわかります。

建築後30年以上経過している施設が増加しつつあることが伺えます。

表 2-4 有形固定資産減価償却率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率 %)	57.7	59.4	60.9	59.8

資料：横瀬町 地方公会計統一的な基準による財務書類

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定の合計。

(4) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

① 公共施設

a) 現在要している更新等経費

本町が過去5年間に既存の公共施設の更新等に要した実績額は、表2-5に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は、約0.4億円となっています。

表 2-5 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	7,590	0	24,732	27,248	115,827	35,079
	新規整備分	0	0	0	0	12,974	2,595
	用地取得分	12,744	40,135	0	0	0	10,576
	合計	20,334	40,135	24,732	27,248	128,801	48,250

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費。

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費。

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費。

b) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

本町が令和 2(2020)年度時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和 3 (2021) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 36 年間で約 110.2 億円、年平均で約 3.1 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均約 0.4 億円に対し約 2.7 億円の超過となります。

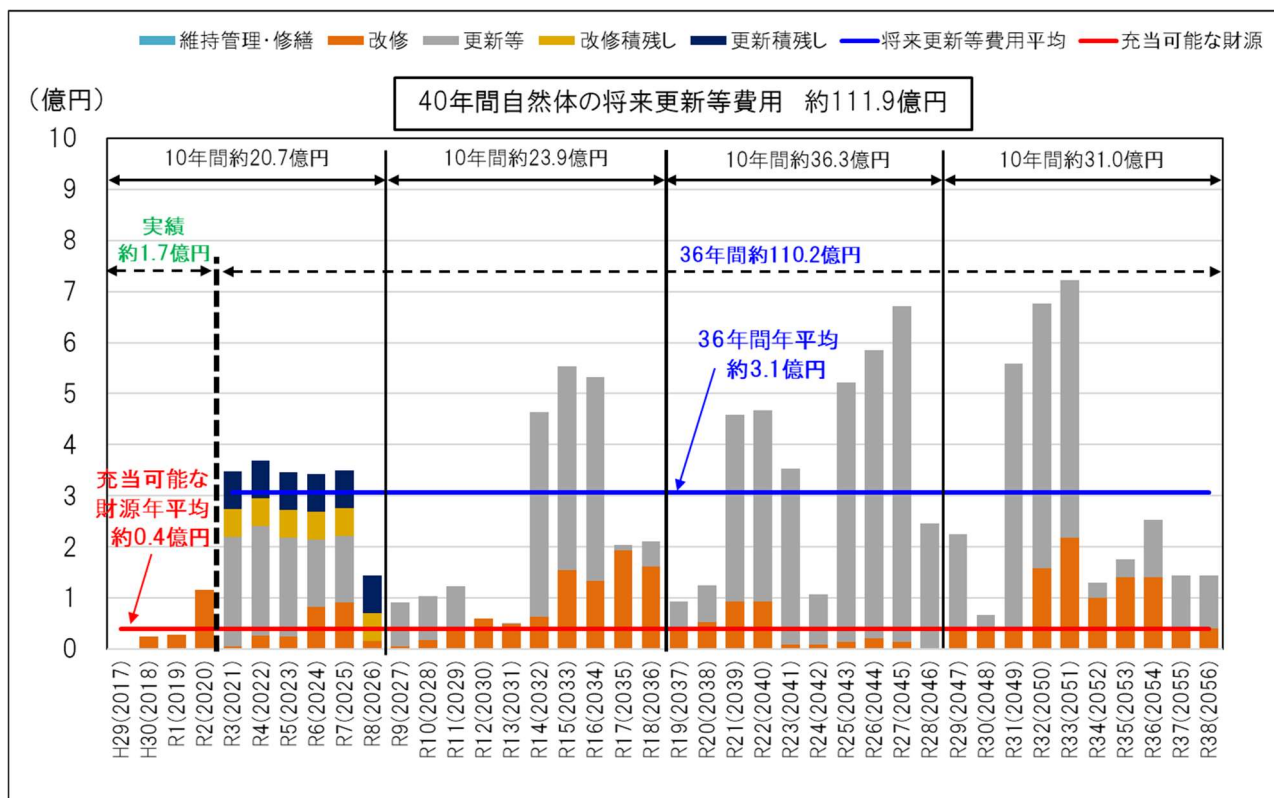


図 2-13 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

c) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和 2(2020)年度に策定している個別施設計画から把握します。

その結果、令和 3 (2021) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 36 年間で約 93.8 億円、年平均で約 2.6 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均約 0.4 億円に対し約 2.2 億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後 36 年間の差額は約 16.4 億円、年平均で約 0.5 億円の縮減となります。

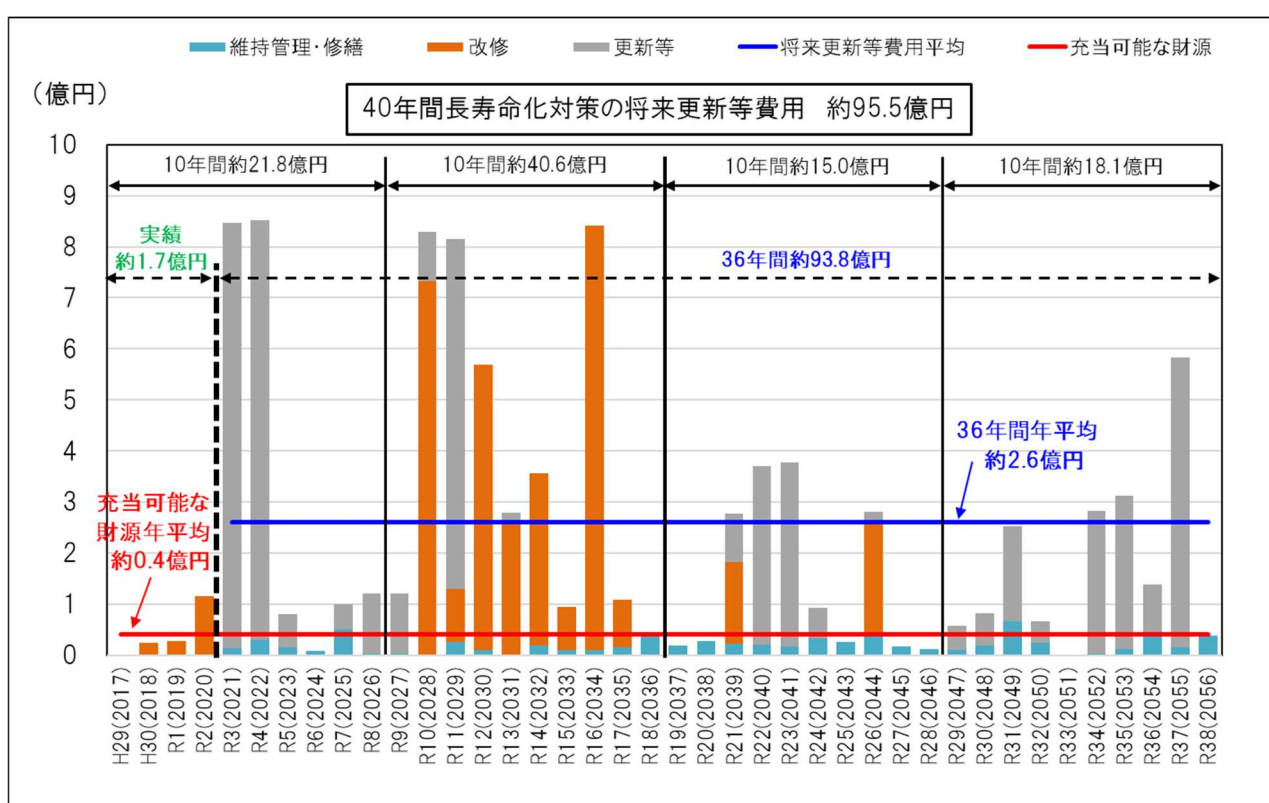


図 2-14 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

② インフラ資産

a) 現在要している更新等経費

本町が過去5年間に既存のインフラ資産の更新等に要した実績額は、表2-6に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約0.8億円、公営事業会計における既存更新分はありません。

表 2-6 インフラ資産に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	190,826	114,961	13,349	24,895	46,800	78,166
	新規整備分	0	0	40,445	15,922	53,582	21,990
	用地取得分	70,631	33,429	4,624	2,159	14,719	25,112
	合計	261,457	148,390	58,418	42,976	115,101	125,268
公営事業会計	既存更新分	0	0	0	0	0	0
	新規整備分	63,539	64,647	66,444	60,064	69,631	64,865
	用地取得分	0	0	0	0	1,950	390
	合計	63,539	64,647	66,444	60,064	71,581	65,255

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費。

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費。

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費。

b) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

本町が令和 2(2020)年度時点で保有しているインフラ資産について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

この結果、令和 3 (2021) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 36 年間で約 92.6 億円、年平均で約 2.6 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費のうち既存更新分）年平均約 0.8 億円に対し約 1.8 億円の超過となります。

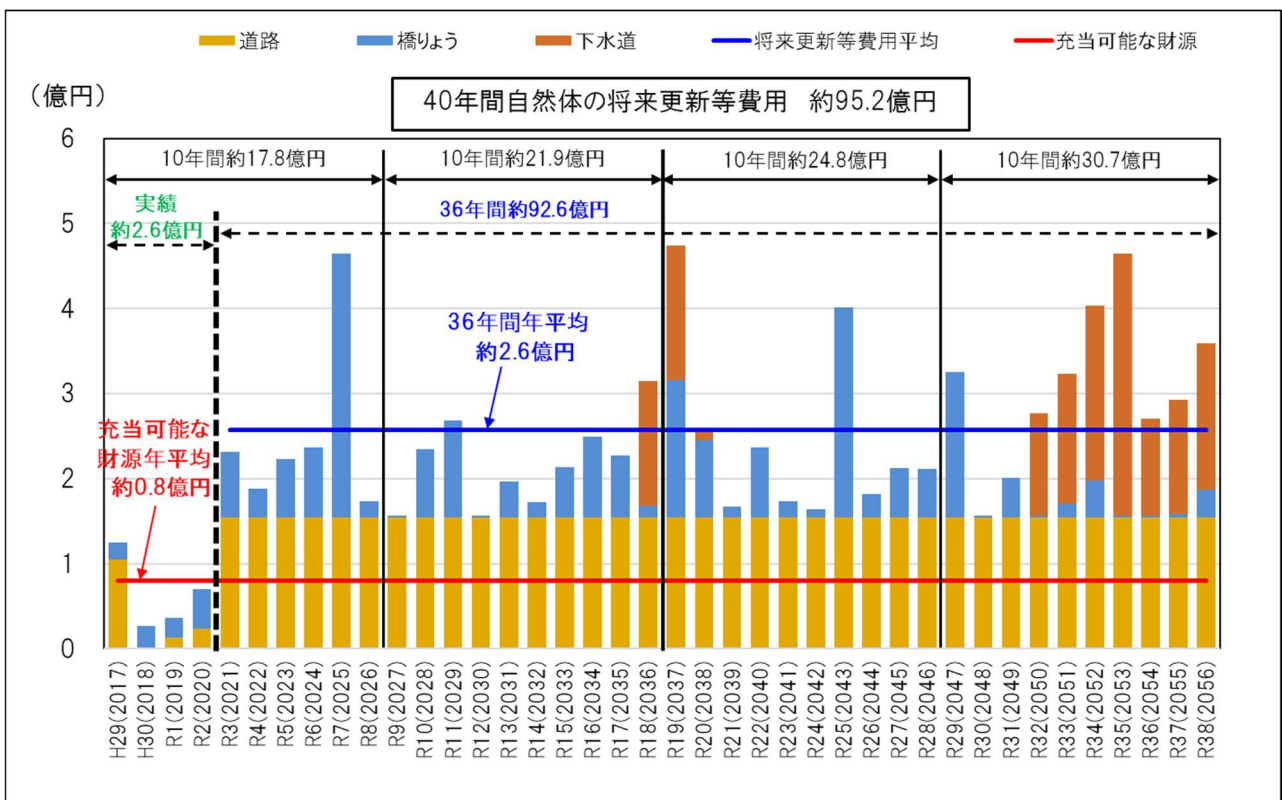


図 2-15 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

c) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ資産の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和2(2020)年度までに策定している各施設の個別施設計画等によって把握します。なお、道路については長寿命化計画を策定していないため、単純更新した場合の費用を見込んでいます。

その結果、令和3(2021)年度から令和38(2056)年度までの36年間で約90.9億円、年平均で約2.5億円が必要となり、充当可能な財源(過去5年間のインフラ資産にかかる投資的経費のうち既存更新分)年平均約0.8億円に対し約1.7億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は約1.7億円、年平均で約0.1億円の縮減となります。

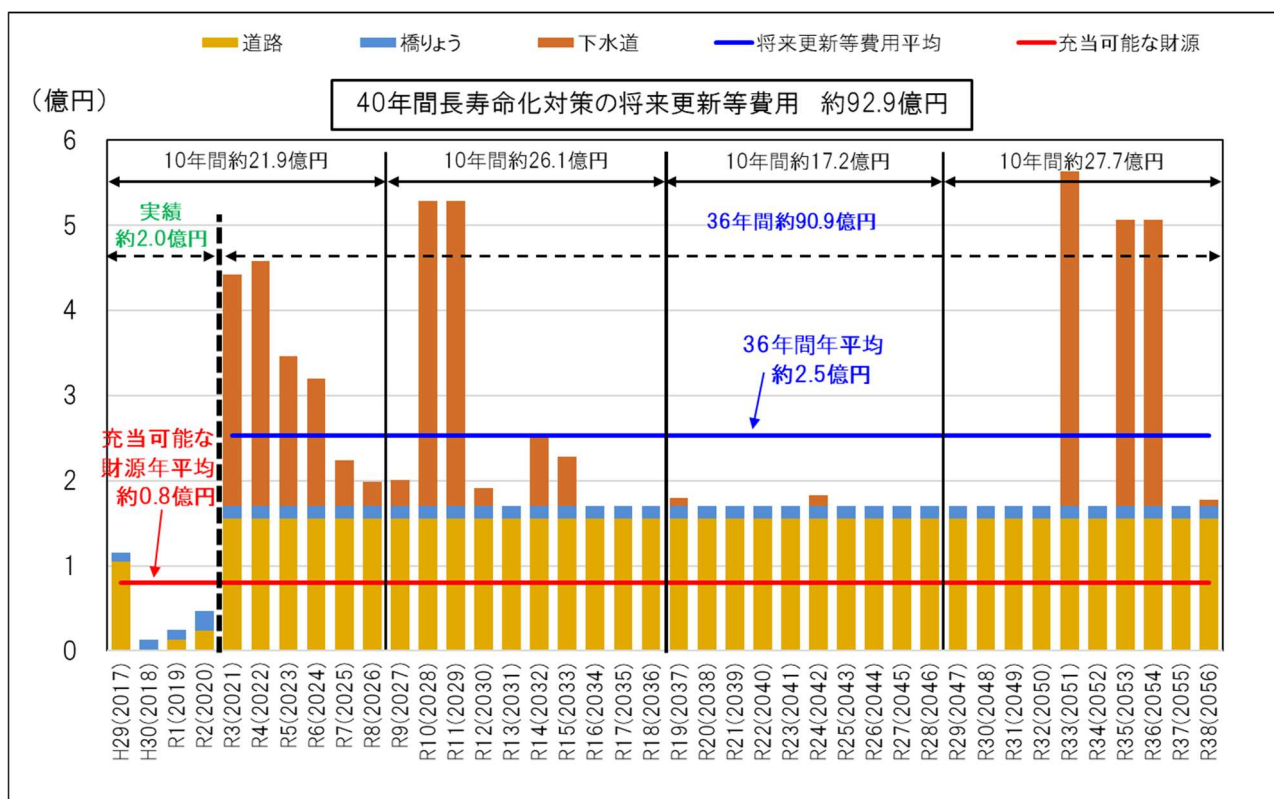


図 2-16 長寿命化対策を反映した場合のインフラ資産の将来更新等費用の見込み

③ 公共施設・インフラ資産の長寿命化対策等による効果額

a) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3(2021)年度から令和38(2056)年度までの36年間で約202.8億円、年平均で約5.6億円が必要となり、充当可能な財源(過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費のうち既存更新分)年平均に対し約4.5億円の超過となります。

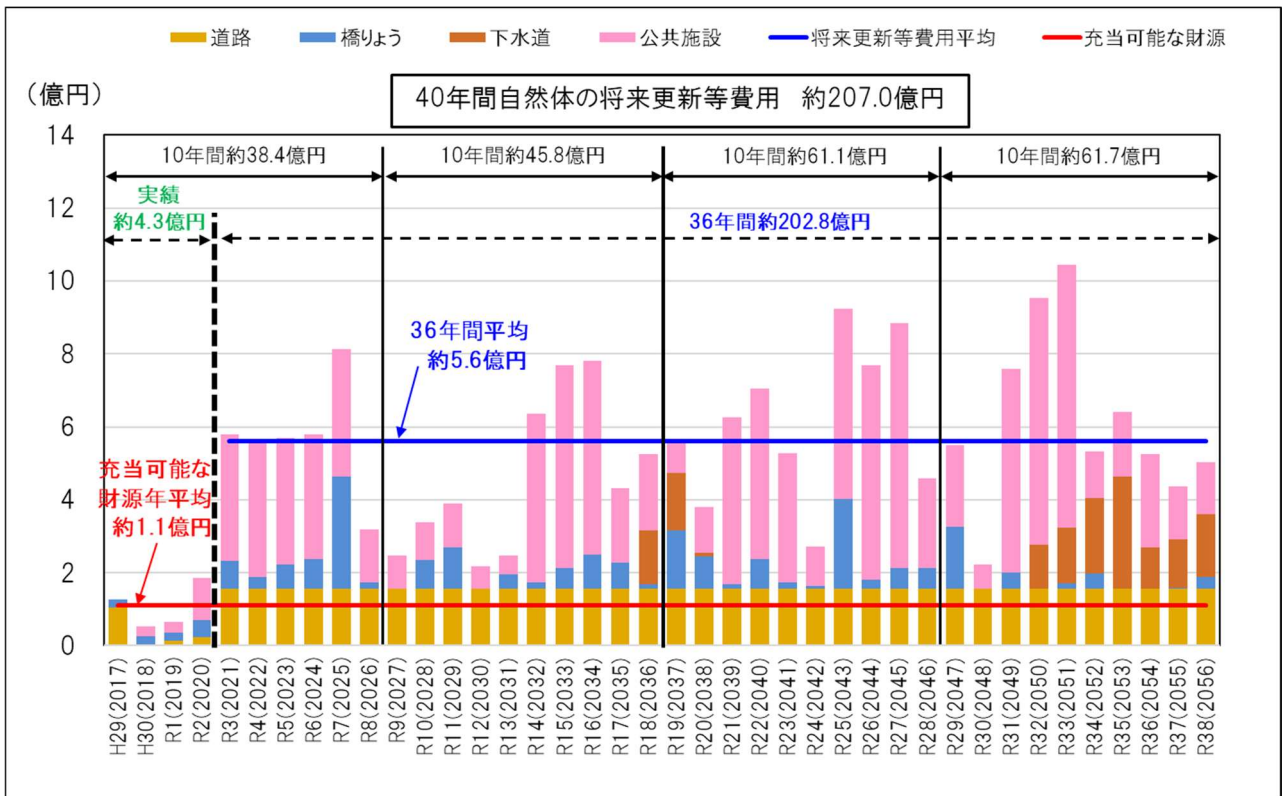


図 2-17 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

b) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込みは、令和3（2021）年度から令和38（2056）年度までの36年間で約184.7億円、年平均で約5.1億円が必要となり、充当可能な財源年平均に対し約4.0億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後36年間の差額は18.1億円、年平均で約0.5億円の縮減となります。

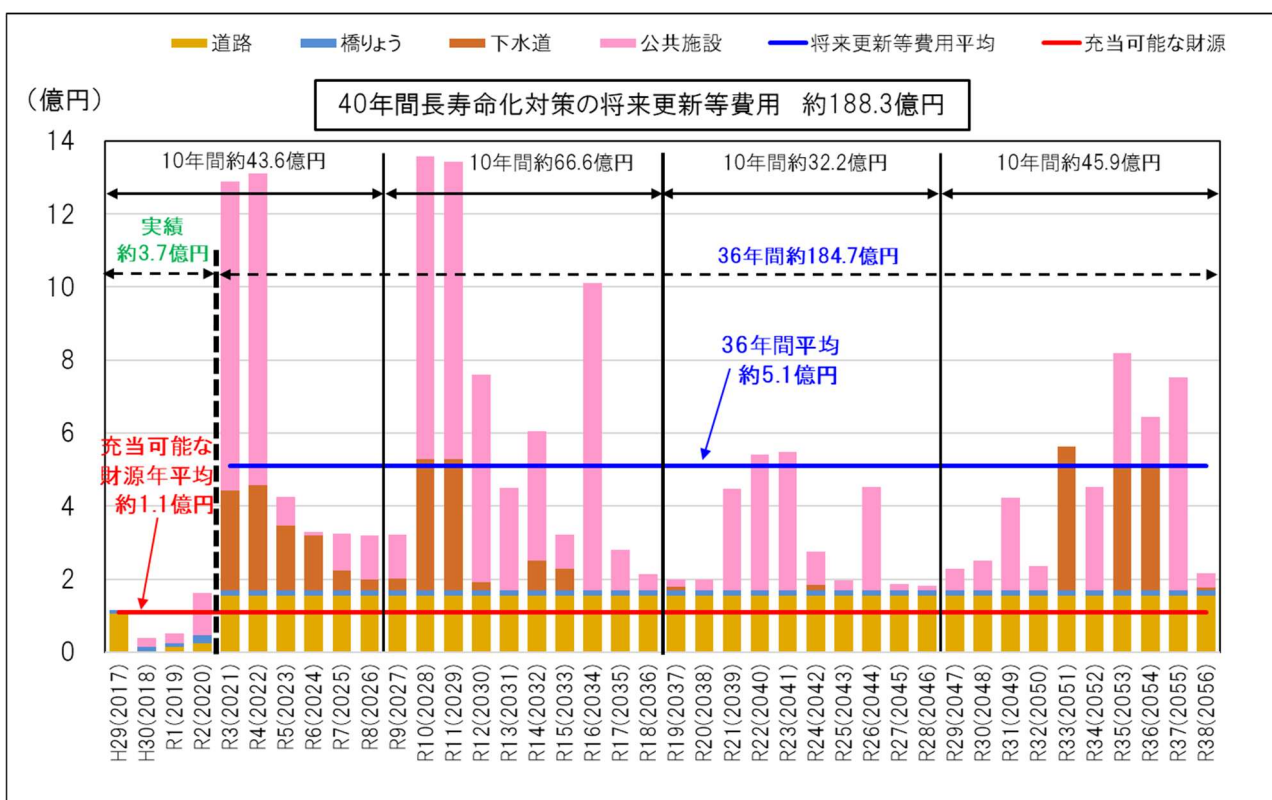


図 2-18 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ資産の将来更新等費用の見込み

c) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、本計画の計画期間である平成29(2017)年度から令和38(2056)年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間)

【平成29(2017)年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	118	168	1,890	2,176	基金や地方債等を活用	2,066	110	35
	インフラ施設(b)	0	0	1,220	1,220		1,777	-557	78
	計(a+b)	118	168	3,110	3,396		3,843	-447	113
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	地方債等を活用	0	0	0
	インフラ施設(d)	15	0	954	969		0	969	0
	計(c+d)	15	0	954	969		0	969	0
建築物合計(a+c)		118	168	1,890	2,176		2,066	110	35
インフラ施設(b+d)		15	0	2,174	2,189		1,777	412	78
合計(a+b+c+d)		133	168	4,064	4,365		3,843	522	113

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上)

【平成29(2017)年度から令和38(2056)年度】

今後40年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	713	3,546	5,286	9,545	11,186	-1,641	35
	インフラ施設(b)	0	0	6,318	6,318	7,996	-1,678	78
	計(a+b)	713	3,546	11,604	15,863	19,182	-3,319	113
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	74	393	2,506	2,973	1,519	1,454	0
	計(c+d)	74	393	2,506	2,973	1,519	1,454	0
建築物合計(a+c)		713	3,546	5,286	9,545	11,186	-1,641	35
インフラ施設(b+d)		74	393	8,824	9,291	9,515	-224	78
合計(a+b+c+d)		787	3,939	14,110	18,836	20,701	-1,865	113

【備考】

- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(5) 過去に行った対策の実績

①公共施設

平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度に行った公共施設の点検・診断、改修・更新工事の履歴は、下表に示すとおりです。

【点検・診断】

- ・過去 4 年間に、点検・診断を実施した施設は 30 施設あり、概要を表 2-7-1~3 に示します。
- ・主な内容は、各種法律に基づく点検や定期点検などが大部分となっており、一部では劣化状況を把握するものもあります。
- ・点検・診断で多いのは、機械設備（空調、エレベーター、消防設備等）や電気設備に関するものであり、他には学校施設で耐力度調査、観光トイレや消防団詰所で浄化槽に関するものがあります。

表 2-7-1 公共施設における点検・診断の履歴 (H29~R2)

大分類: 住民文化系施設	中分類: 集会施設	施設名: 活性化センター
年 度	点検・診断内容	
H29・R1	建築設備定期検査報告(建築基準法第12条第3項)	
H30・R2	特定建築物定期調査報告、建築設備定期検査報告(建築基準法第12条第1項及び第3項)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 住民文化系施設	中分類: 文化施設	施設名: 町民会館
年 度	点検・診断内容	
毎年度	建築設備等(昇降機を除く)定期検査報告(建築基準法第12条第3項)	
毎年度	定期検査報告防火設備定期検査報告(建築基準法第12条第3項)	
H30・R2	特定建築物定期調査報告(建築基準法第12条第1項)	
毎年度	昇降機定期検査報告(建築基準法第12条第3項)	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
毎年度	消防用設備保守点検(自家発電設備) 機械点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 社会教育系施設	中分類: 博物館等	施設名: 歴史民俗資料館
年 度	点検・診断内容	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: スポーツ・レクリエーション系施設	中分類: スポーツ施設	施設名: スポーツ交流館
年 度	点検・診断内容	
R1	スポーツ交流館吊物等点検	
大分類: 産業系施設	中分類: 産業系施設	施設名: 道の駅果樹公園あしがくぼ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
毎年度	浄化槽保守点検(毎月)及び法第11条検査(年2回)(浄化槽法)	
大分類: 学校教育系施設	中分類: 学校	施設名: 横瀬小学校
年 度	点検・診断内容	
H29	横瀬小学校第3校舎耐力度調査	
H30	横瀬小学校第2校舎耐力度調査	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(隔月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 学校教育系施設	中分類: 学校	施設名: 横瀬中学校
年 度	点検・診断内容	
H29	横瀬中学校B棟校舎耐力度調査	
R1	横瀬中学校体育館吊物等点検	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(隔月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 学校教育系施設	中分類: その他教育施設	施設名: 学校給食調理場
年 度	点検・診断内容	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	

資料：横瀬町庁内資料

表 2-7-2 公共施設における点検・診断の履歴 (H29~R2)

大分類: 子育て支援施設	中分類: 幼児・児童施設	施設名: 児童館
年 度	点検・診断内容	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 子育て支援施設	中分類: 幼児・児童施設	施設名: 保育所
年 度	点検・診断内容	
毎年度	空調設備点検	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
毎年度	浄化槽保守点検(年4回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: 保健・福祉施設	中分類: 社会福祉施設	施設名: 総合福祉センター
年 度	点検・診断内容	
毎年度	冷暖房設備保守管理業務 切替点検(年1回(R2:年2回))・中間点検(冷房時年1回)・エアフィルター清掃(年1回(H30から年2回))	
毎年度	入浴設備点検業務 ボイラー点検(年1回)	
毎年度	エレベーター保守点検業務 保守点検(毎月(R2から年4回))・法定検査(年1回)(建築基準法第12条第3項)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
毎年度	スライウエル保守点検(H29~H30(年3回)・(R1~R2(年1回))	
毎年度	浄化槽保守点検(毎月)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	地下タンク検査(年1回)(消防法第14条の3の2)	
大分類: 行政系施設	中分類: 庁舎等	施設名: 横瀬町役場
年 度	点検・診断内容	
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(毎月)・定期点検(年1回)(電気事業法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: 行政系施設	中分類: その他行政系施設	施設名: 第1分団詰所(コミュニティ消防センター)(根古屋)
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: 行政系施設	中分類: その他行政系施設	施設名: 第5分団詰所(入山)
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: 行政系施設	中分類: その他行政系施設	施設名: 第5分団詰所(赤谷)
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: 行政系施設	中分類: その他行政系施設	施設名: コミュニティ防災センター(第3分団詰所)(川東)
年 度	点検・診断内容	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 旧芦ヶ久保小学校
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年1回)・総合点検(年1回)(消防法17条3の3)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 宇根御製碑前観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 生川観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 東林寺前観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 札所8番観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 札所6番観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 札所7番観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: あしがくぼフルーツガーデン観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 19区日向山公会堂前観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 山の花道駐車場観光トイレ
年 度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	

資料: 横瀬町庁内資料

表 2-7-3 公共施設における点検・診断の履歴 (H29~R2)

大分類: その他	中分類: その他	施設名: 宇根八坂神社観光トイレ
年度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 寺坂棚田観光トイレ
年度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 小峠琴平神社前観光トイレ
年度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	
大分類: その他	中分類: その他	施設名: 芦ヶ久保駅前観光トイレ
年度	点検・診断内容	
毎年度	浄化槽保守点検(年3回)及び法第11条検査(年1回)(浄化槽法)	

資料: 横瀬町庁内資料

【改修・更新工事】

- ・過去4年間に、改修・更新工事を実施した施設は10施設あり、概要を表2-8-1~2に示します。
- ・主な内容は、機械設備関連工事（空調設備、防火シャッター設置、太陽光発電設備エレベーター修繕等）や電気設備関連工事（配線工事、照明灯更新等）があります。
- ・学校施設では、屋根屋上の防水改修、トイレ改修、浄化槽設置・改修等があります。

表 2-8-1 公共施設における改修・更新工事の履歴 (H29~R2)

大分類: 住民文化系施設	中分類: 集会所	施設名: 活性化センター
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H29	空調設備設置工事	空調器設置撤去、ビル用マルチエアコン 4台
R2	高圧ケーブル引替及びPAS交換工事	高圧ケーブル引替70m、PAS(高圧気中負荷開閉器)交換1台
大分類: 住民文化系施設	中分類: 文化施設	施設名: 町民会館
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H30	町民会館非常用照明灯直流電源装置等更新及び防火シャッター危険防止装置設置工事	屋上、防火シャッター(3か所)に危険防止装置設置
R2	横瀬町町民会館トイレ改修工事	トイレ(7か所)に自動水栓、フラッシュバルブ設置
大分類: スポーツ・レクリエーション系施設	中分類: スポーツ施設	施設名: スポーツ交流館
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H29	スポーツ交流館パワーコンディショナー修繕工事	太陽光発電パワーコンディショナー修繕
大分類: 産業系施設	中分類: 産業系施設	施設名: 道の駅果樹公園あしがくぼ
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H29	道の駅果樹公園あしがくぼ空調設備設置工事	空調器設置 天井ビルトイン型1台、天井型同時ツイン1台、厨房用天井型1台
R1	道の駅果樹公園あしがくぼ空調設備改修工事	空調機設置 天吊自在形ツイン同時マルチ2台
大分類: 学校教育系施設	中分類: 学校	施設名: 横瀬小学校
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H29	第3校舎屋上防水改修工事	第3校舎屋上防水改修工事 1式
H30	第2校舎防水等改修工事	第2校舎屋上防水、教室の天井張替工事
R2	プールろ過装置修繕工事	プールろ過装置修繕
大分類: 学校教育系施設	中分類: 学校	施設名: 横瀬中学校
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H30	体育館便所改修工事	多目的トイレの新設、便器の洋式化、付帯工事一式
H30	ブロック塀改修工事	ブロック塀の撤去及び目かくしフェンスの設置 81.4m
R2	第2音楽室エアコン設置工事	B棟、第2音楽室エアコン設置
大分類: 保健・福祉施設	中分類: 社会福祉施設	施設名: 総合福祉センター
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H31	エレベーター修繕工事	巻上ロープ・制御盤内インバーター(IPU組立)等修繕
大分類: 行政系施設	中分類: 庁舎等	施設名: 横瀬町役場
年度	工事名	対象棟、主な工事内容
H29	本庁舎照明改修工事(2年目)	本庁舎3階の照明改修工事一式(302~305会議室除く)
H30	本庁舎照明改修工事(3年目)	本庁舎BF1~3階の照明LED改修工事(残部分) 1式
R2	本庁舎昇降機改修工事	既設昇降機撤去及び同所へ昇降機新設
R2	議場設備機器更新等業務委託	議場設備機器の更新

資料: 横瀬町庁内資料

表 2-8-2 公共施設における改修・更新工事の履歴 (H29~R2)

大分類:	行政系施設	中分類:	その他行政系施設	施設名:	コミュニティ防災センター(第3分団詰所)(川東)
年度	工事名	対象棟、主な工事内容			
R2	横瀬町コミュニティ防災センター空調設備更新工事	大会議室空調設備の更新 3台			
大分類:	その他	中分類:	その他	施設名:	旧芦ヶ久保小学校
年度	工事名	対象棟、主な工事内容			
H30	旧芦ヶ久保小学校浄化槽設置工事(木造校舎)	合併処理浄化槽設置、配水管・排水崩布設、石油庫撤去			
H30	旧芦ヶ久保小学校基礎修繕工事(木造校舎)	木造校舎の現況劣化基礎の解体撤去、新基礎設置基礎工事に伴う床板張撤去・復旧			
R1	旧芦ヶ久保小学校伝統耐震改修工事(木造校舎)	耐震パネル型面格子壁・制振ダンパーの設置による木造校舎の耐震改修			

資料：横瀬町庁内資料

②インフラ資産

平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度に行ったインフラ資産の点検・診断、改修・更新工事の履歴は、以下のとおりです。

【道路】

- ・過去 4 年間に、町道 6 路線の改修・更新工事を行いました。

【橋りょう】

- ・過去 4 年間に、道路橋 25 橋、人道橋 27 橋、林道橋 20 橋の橋梁点検を実施し、点検結果に基づき、3 橋の改修・更新工事を実施しました。

【下水道】

表 2-9-1 下水道施設における点検・診断の履歴 (H29~R2)

大分類:	その他	中分類:	その他	施設名:	水質管理センター
年度	点検・診断内容				
毎年度	自家用電気工作物保安業務 月次点検(隔月)・定期点検(年1回)(電気事業法)				
毎年度	消防用設備保守点検 機器点検(年2回)(消防法17条3の3)				

資料：横瀬町庁内資料

表 2-9-2 下水道施設における改修・更新工事の履歴 (H29~R2)

大分類:	その他	中分類:	その他	施設名:	水質管理センター
年度	工事名	対象棟、主な工事内容			
H29	横瀬町水質管理センターNo.2初沈汚泥掻き寄せ機等修繕工事	No.2初沈汚泥掻き寄せ機、汚水調製池攪拌機、No.1・2曝気ブロフ及び脱臭ファンの機器修繕工事 1式			
H29	横瀬町水質管理センターNo.3逆洗排水ポンプ修繕工事	No.3逆洗排水ポンプ修繕 1式			
H30	横瀬町水質管理センター自動除塵機等修繕工事	自動除塵機、破砕機、返流水槽・汚泥貯留槽用ブロフ設備の機器修繕及び活性炭吸着塔活性炭交換工事 1式			
R1	横瀬町水質管理センター濃縮汚泥掻き寄せ機等修繕工事	濃縮汚泥掻き寄せ機、No.3曝気ブロフ、No.3汚水ポンプ及びNo.1汚泥貯留槽用外ネジ仕切弁の機器修繕工事 1式			
R1	横瀬町水質管理センター汚泥脱水機修繕工事	汚泥脱水機点検修繕工事 1式			
R1	横瀬町水質管理センターNo.1初沈汚泥引抜ポンプ及びNo.1逆洗ポンプ修繕工事	No.1初沈汚泥引抜ポンプ及びNo.1逆洗ポンプ修繕工事 一式			
R2	横瀬町水質管理センターNo.2-1中間排水弁交換及びNo.1、No.2初沈分配可動堰修繕工事	No.2-1中間排水弁交換、No.1初沈分配可動堰、No.2初沈分配可動堰の修繕工事 1式			
R2	横瀬町水質管理センター雑用水ユニット修繕工事	雑用水ユニット修繕工事 1式			

資料：横瀬町庁内資料

2.4. 現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

■ 人口の現状及び将来の見通しからみた課題

本町の総人口は、平成7(1995)年にピークを迎え、それ以降減少しており、将来的にも減少が続く見通しです。また生産年齢人口の減少、少子高齢化も進行すると予測されています。

人口減少等を考慮した公共施設の適正な規模や配置、人口構造の変化による住民ニーズの変化への対応を検討していく必要があります。

■ 財政の現状及び将来の見通しからみた課題

本町の財政状況は、生産年齢人口の減少等による地方税収入の減少が見込まれる一方、少子高齢化の進行等により、歳出に占める扶助費の割合が増加する見通しであり、公共施設等にかかる投資的経費に充当できる財源の確保が困難になることが予測されます。

今後の厳しい財政状況を見据えた、公共施設等の効率的な維持管理や運営方法について検討していく必要があります。

■ 公共施設等の現状及び将来の見通しからみた課題

本町が保有する公共施設は、建築後30年以上経過している施設が約78%を占めており、老朽化が進行し、多くの建物が大規模改修の時期を迎えており、改修等の費用が集中すると考えられます。

施設や設備の老朽化に伴う機能の低下が懸念されるなか、安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保に向けた計画的な維持管理が必要となります。



本町では、公共施設等が抱える課題を踏まえて、公共施設等全体のあり方を考え、限られた財源をより有効に活用しながら、安全に安心して利用できる公共施設等を次世代に引き継いでいくために「公共施設等マネジメント※」を推進します。

※ 公共施設等マネジメント：縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組み。

■ 持続可能な社会へ向けた課題

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは、持続可能な世界を実現するため、17 の目標 (ゴール) と、それらをより具体化した 169 の達成基準 (ターゲット) を示したもので、本町においても SDGs の基本的な考え方である「誰一人取り残さない—No one will be left behind」を十分に意識し、施設の配置、整備、改修などを進めていく必要があります。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1.公共施設等マネジメントの基本原則

公共施設が抱える課題を踏まえ、本町における公共施設等マネジメントの基本原則を以下のように設定します。

基本原則1：まちづくりの視点を持った施設の再編

第6次横瀬町総合振興計画では、本町の目指すべき将来ビジョン「日本一住みよい町、日本一誇れる町」実現のための柱の一つとして「賑わいづくり中心地づくり」の施策を掲げています。「賑わいづくり中心地づくり」において重要となるコンパクトシティの形成という観点から、公共施設を核として、既存の公共サービスだけでなく、住民ニーズの変化等を勘案した新しい公共サービスの提供に向けた施設の適切な配置、再編を検討します。

なお、公共施設については、原則、新規整備を抑制するものとし、保有量の縮減に努めます。

基本原則2：コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行います。

基本原則3：計画的な保全による施設の安全性の確保

安全で安心して利用できる施設を提供していくため、予防保全の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減します。

基本原則4：持続可能な公共施設等

本町においても、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、公共施設等については、異常な気象現象に対応できる強靭さを兼ね備え、エネルギーミックスを可能とする施設の設置、運営に努めるとともに、多様な人々が公共施設等にアクセスできるようにインフラ施設等の整備を推進します。

3. 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

■ 公共施設

- 町職員、施設管理者等が自ら行う「日常点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 令和元(2019)年度には、町職員等が日常点検を実施できるように、「劣化状況調査マニュアル」を作成しました。今後は、このマニュアルに基づいて、町職員、施設管理者等が建物の劣化状況を把握していきます。
- 施設の保全状況については、工事履歴、法定点検履歴、修繕・改修履歴等について整理し、劣化状況調査結果と合わせて取りまとめ、施設情報として管理していきます。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を継続的に取り組んでいきます。

■ インフラ資産

- 町職員による「通常点検」と「定期点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。また、大雨や地震が発生した際には、施設に異常が認められないか、異常時のパトロールを実施します。
- 国の点検マニュアルが公表されているインフラ資産については、国のマニュアルに従い、適切に点検を実施します。
- 通常点検等で発見した簡易な損傷については、その都度、修繕を実施していきます。
- 劣化状況や対策の結果を記録し、この履歴を活用して、次回の点検、改修等に活用するメンテナンスサイクルに継続的に取り組んでいきます。

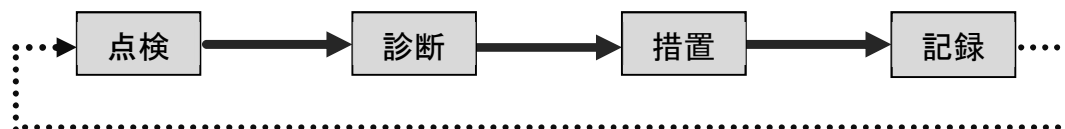


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 公共施設

- 部位・部材等の修繕周期や劣化調査の結果を踏まえて策定した個別施設計画に基づき、劣化の進行や施設性能が低下する前に計画的に修繕等を実施する「予防保全」と日常点検等において不具合が発見された場合に修繕する「事後保全」に分け、それぞれの建物について、適切な時期に修繕等を実施することで、施設性能の確保や安全性の向上を図ります。
また、計画的に修繕・改修を実施することで、毎年掛かる修繕等費用の低減化、平準化を図ります。
- 計画的な修繕等により施設の長寿命化を図り、今ある施設については長く使用していきます。更新の時期を迎えた施設については、利用状況、社会情勢の変化等を勘案し、計画的に更新等を実施します。更新に際しては、長寿命化が可能となる部材の使用や、ユニバーサルデザイン化の促進、省エネルギー対策、将来的に建物の需要の変化にも対応できるような建物の計画・設計としていきます。

■ インフラ資産

- 各施設の重要度等を踏まえ、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、「予防保全」と、通常点検の際に不具合が発見された場合に修繕する「事後保全」に分け、適切に維持管理を実施します。
- 「個別施設計画」が未策定の施設については、今後、「個別施設計画」を策定し、「個別施設計画」に基づき、計画的に修繕・更新等を実施していきます。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい材料の使用を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

■ 公共施設

- 町職員、施設管理者等が自ら行う「日常点検」や「法定点検」により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕等の必要な措置を講じます。また、個別施設計画に基づき、計画的に改修等を実施することで安全性の確保・向上を図ります。
- 供用廃止となった施設については、安全性を考慮し、解体、除却等の対策を講じます。

■ インフラ資産

- 通常点検や定期点検、その結果による劣化評価等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・更新等の必要な措置を講じ、インフラ資産の安全性を確保します。

- 既に、劣化や損傷の危険性が高い個所がある場合は、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■ 公共施設

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止などの判断を早期に行い、今後も継続して保有していく施設については、計画的に耐震改修を実施します。
- 耐震補強工事等を実施する際には、長寿命化改修等を合わせて実施することで、長期的な維持管理コストの削減を図ります。

■ インフラ資産

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

■ 公共施設

- 令和2(2020)年度に「横瀬町公共施設個別施設計画」及び「横瀬町学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後は、これらの計画に基づき、計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 予防保全的な観点から、長寿命化改修等を行い、長く使用する建物と、法令等に基づき構造別の使用年数まで使いきり、更新等を行う建物を区分し、建物の状況を勘案し、適切に管理していきます。
- 長寿命化改修等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて新たに要求される性能を満たし、住民等が利用しやすい施設を目指すとともに、省エネルギー化や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

■ インフラ資産

- 今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、長寿命化を目的にインフラ資産ごとに個別施設計画を策定し、適正な供給や更新により、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 今後、新たに策定するインフラ資産の個別計画については、本計画の方針と整合を図ります。

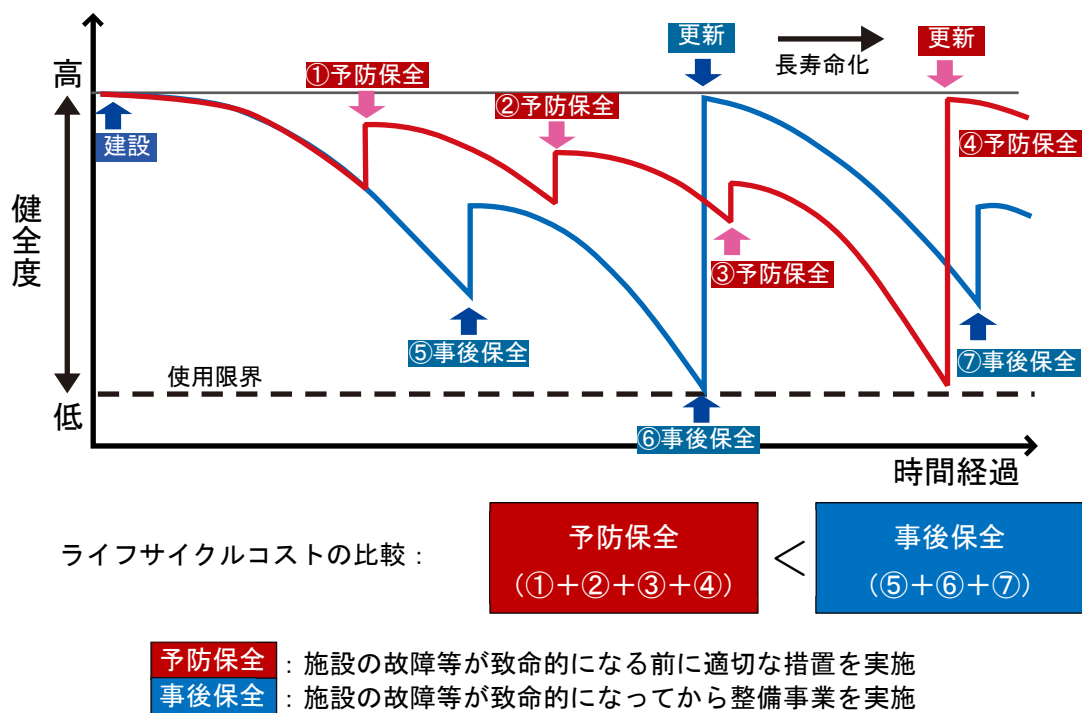


図 3-2 長寿命化のイメージ

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

■ 公共施設

- 公共施設は、大規模改修・更新等の時期に合わせて、動線計画、配置計画、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに必要な設備計画、サイン計画等を行い、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心して快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。
- 敷地内では、駐車場から施設までの段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、連続的なバリアフリー化を図ります。
- 民間事業者との連携により民間施設のユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。

■ インフラ資産

- 道路や橋りょうについては、歩道の拡幅や段差の解消などに努め、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全・安心して利用できる空間整備を進めます。特に、多くの人々が利用する横瀬駅周辺、集客性のある公共施設周辺、通学路などでの導入を優先的に検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

■ 公共施設

- 本町は昭和 30(1955)年に合併してから、約 70 年間、市町村合併を行っていないことから、基本的に機能が重複する施設はありません。しかし、少子高齢化等の今後の人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時には、規模及び配置について検討を行います。
- 老朽化に伴い、廃止や移転した施設の建物については、安全性を確保するために解体を行っていきます。
- 施設の廃止により生じる町有地は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

■ インフラ資産

- 今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、長寿命化を目的にインフラ資産ごとに個別施設計画を策定し、適正な維持管理を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取り組みを推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、公共施設の劣化状況を把握するために、マニュアルを作成しました。今後は、このマニュアルに基づき、町職員等が建物の状況を把握出来るように、町職員、施設管理者等の技術向上を図ります。

■ 補助制度等の活用

各種補助金、財政措置のある地方債などを積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

■ 広域連携

広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

■ 民間事業者との連携

公共施設等の管理運営等については、指定管理者制度を活用して、運営の効率化を図るとともに、利便性の向上や利用促進に向けた検討を行います。さらに、PPP/PFI^{*}の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

■ 住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

■ 受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けたコスト計算を継続して行い、必要に応じて見直しを行います。

■ 施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却等、跡地の有効活用による財源確保を図ります。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1.公共施設

(1) 住民文化系施設

大分類	中分類	主な施設
住民文化系施設	集会施設	活性化センター
	文化施設	町民会館

- 住民のコミュニティづくりの場となる住民文化系施設は、多様な住民ニーズを踏まえ、時代に即した利便性の高い公共サービスの提供に向けた施設整備を目指します。
- 公共施設の劣化状況を把握するために作成した「劣化状況調査マニュアル」に基づいて、町職員、施設管理者等が建物の劣化状況を把握していきます。
- 「個別施設計画」に基づき、計画的な修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めます。
- 「活性化センター」、「町民会館」は予防保全とし、長寿命化を図っていきます。

(2) 社会教育系施設

大分類	中分類	主な施設
社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館

- 計画的な劣化状況調査の実施により劣化状況を把握し、適切に改修や修繕を実施することで、収蔵品を適切に保管・活用するための環境整備や利用者の安全確保に努めます。
- 「歴史民俗資料館」は予防保全とし、概ね10年以内に長寿命化のための改修について検討を進めます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民グラウンド、スポーツ交流館
	レクリエーション施設・観光施設	横瀬駅前観光案内所、ブコーさん観光案内所

- 「スポーツ交流館」は、「個別施設計画」に基づき予防保全とし、計画的な修繕・改修を実施することで、利用者の安全確保と長期的な利用に努めます。
- 他の建物については、町職員等の日常点検を行い、劣化や不具合等があった場合には、修繕を実施していきます。

(4) 産業系施設

大分類	中分類	主な施設
産業系施設	産業系施設	道の駅果樹公園あしがくぼ、商品開発施設兼販売所

- 「道の駅果樹公園あしがくぼ」の「食堂・直売所」、「体験交流室・事務室」、「農産物加工場」については、部位・設備ごとに計画的に修繕を進め、予防保全の実施に努めるとともに、集客性・生産性の向上を図ります。
- 「商品開発施設兼販売所」については、新築かつ小規模な施設であるため、職員等による劣化調査を実施して修繕の必要があれば適宜行う事後保全策の実施に努めます。

(5) 学校教育系施設

大分類	中分類	主な施設
学校教育系施設	学校	横瀬小学校、横瀬中学校
	その他教育施設	学校給食調理場

- 建物の劣化状況を把握し、適切に修繕・改築を実施することで、安全な学校教育環境を確保します。
- 小学校は、建替えが進んでおり、新校舎の完成後は適切に改修や修繕を実施していきます。また、継続して活用する木造校舎については、予防保全に努め伝統的な建築形態の維持に努めます。
- 中学校の校舎については、生徒数の減少などを踏まえ、標準使用年数まで使用し、

規模の適正化等を考慮して改築します。

- 学校給食調理場は、「個別施設計画」に基づき予防保全とし、長寿命化を図るとともに、安全で安定した調理体制の確保に努めます。
- 今後の人口減少・少子高齢化の進行に伴い、児童・生徒数の減少が想定されることから、余裕施設・スペースについては、有効活用策を検討していきます。

(6) 子育て支援施設

大分類	中分類	主な施設
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館、保育所

- 「児童館」、「保育所」は、「個別施設計画」に基づき予防保全とし、「保育所」は概ね10年以内に長寿命化のための改修について検討を進めます。
- 計画的な劣化状況調査の実施により劣化状況を把握し、適切に改修や修繕を実施することで、児童及び幼児が安全な環境で楽しく過ごせるための居場所づくりに努めます。

(7) 保健・福祉施設

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	社会福祉施設	総合福祉センター

- 1階に老人福祉センター、2階に保健センターを併設する施設で、高齢者の健康づくり、生きがいくりの拠点となる施設です。
- 計画的な点検や修繕等の実施により、施設の予防保全に努め、長期的な利用を目指します。概ね10年以内に長寿命化のための改修について検討を進めます。

(8) 行政系施設

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎等	横瀬町役場、芦ヶ久保出張所
	その他 行政系施設	第1分団詰所(コミュニティ消防センター)(根古屋)、 第1分団詰所(苅米)、第2分団詰所(中郷)、 第2分団詰所(宇根)、第4分団詰所(日向山)、 第4分団詰所(大畑)、第5分団詰所(入山)、 第5分団詰所(赤谷)、 コミュニティ防災センター(第3分団詰所)(川東)

- 庁舎等は、今後も公共サービスの利便性向上を図るとともに、災害時の対策本部・避難所としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。
- 「横瀬町役場」の「本庁舎」や「現業棟」においては、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の予防保全に努め、長期的な利用を目指します。そのため、概ね10年以内に長寿命化のための改修について検討を進めます。
- 消防団の各分団詰所は、地域住民の安全・安心を確保する上で必要な施設であることから、地域住民と連携して、適正な維持管理に努めます。
- コミュニティ防災センターは、災害時には地域の消防防災拠点施設となることから、施設の予防保全に努め、防災用品の備蓄等を行うとともに、施設の安全性を維持します。

(9) 公園

	中分類	主な施設
公園	公園	ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園

- 町職員等の劣化状況調査の結果、劣化や不具合等が発見された場合は、その都度修繕等を実施し、利用者の安全確保に努めます。

(10) その他

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	木の間沢倉庫、旧芦ヶ久保小学校、観光トイレ（17カ所）、旧学校等給食共同調理場（倉庫）

- 既に廃止している施設については、施設や跡地の処分等について検討するとともに、再利用の促進や維持管理費等の負担軽減を図ります。
- 旧学校等給食調理場跡地、旧芦ヶ久保小学校等を有効活用し、交流人口・関係人口の増加、新たな地域資源の開拓・地域コミュニティの拡大を図るための拠点整備に努めます。
- 町職員等の劣化状況調査の結果、劣化や不具合等が発見された場合には、必要に応じて、修繕等を実施していきます。

4. 2. インフラ資産

(1) 道路

分類	種別	数量	
道路	一級町道	延長	18,617 m
		面積	136,376 m ²
	二級町道	延長	18,943 m
		面積	91,343 m ²
	その他の町道	延長	161,347 m
		面積	266,763 m ²
	計	延長	198,907 m
		面積	494,482 m ²

- ウォーキングを主体とした「日本一歩きたくなる町」を目指し、ウォーキングコースの整備等を検討していきます。
- 道路は、予防保全の維持管理への転換を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等に掛る費用の平準化に努めます。
- 幹線町道や通学路、地元からの要望路線等を優先的に整備し、利用者の安全性と利便性の向上を図ります。
- 国道 299 号と主要地方道熊谷小川秩父線をはじめとする広域幹線道路の歩道整備や交差点改良を促進し、安全性の確保と渋滞の解消を図ります。
- 日常的な維持管理として、目視点検や清掃、植栽の管理などを住民と行政の協働で実施します。

(2) 橋りょう

分類	数量	
橋りょう	本数	108 橋
	延長	1,189 m
	面積	7,168 m ²

- 道路パトロール時に実施する「通常点検」と5年に1回実施する「定期点検」により橋りょうの安全性や共用性に悪影響を及ぼす重大な損傷を早期に発見して適切な処置をとることによって、安全かつ円滑な交通を確保します。
- 定期点検の詳細点検については、国の「基礎データ収集要領(案)」に加え、「橋梁定期点検要領(案) 国交省 H16.3」により点検を実施します。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、「予防保全」で維持管理する橋りょうと「事

後保全型」の橋りょうに分けて、適切に維持管理することで、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。

(3) 下水道

分類	種別	数量	
下水道	管路	延長	26,185 m
	下水道施設	施設数	1 施設
		面積	1,577 m ²
	合併浄化槽	設置基数	151 基数

- 「横瀬町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、一般環境下と腐食環境下で、それぞれのルールで点検・調査を行う「状態監視保全」、目標耐用年数を目安に点検調査を行う「時間計画保全」（ともに「予防保全」と「事後保全」）に分けて点検・調査を実施し、施設を緊急度で評価し、適切に維持管理していきます。
- 下水道使用料徴収は100%実現していますが、供用開始地域の接続率は80%程度となっています。そのため、未接続世帯への働きかけを行い、下水道への接続率向上を図ります。
- 大規模な災害発生時においても住民の命や生活が守られるよう、被害を最小規模に抑制する減災化を図ります。
- 特定環境保全公共下水道計画区域内における未整備区域について早急な整備を行い、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽を整備することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に取り組みます。
- 合併浄化槽については、町が指定する指定店による適切な整備や維持管理を行い、機能低下の防止に努めます。利用者の過度の負担を抑えながら、健全な経営基盤を作り上げます。

5. 推進体制

5. 1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制

公共施設等マネジメントに主体的な取組部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、庁内検討委員会を通じて、検討・承認・提案・報告などを行います。

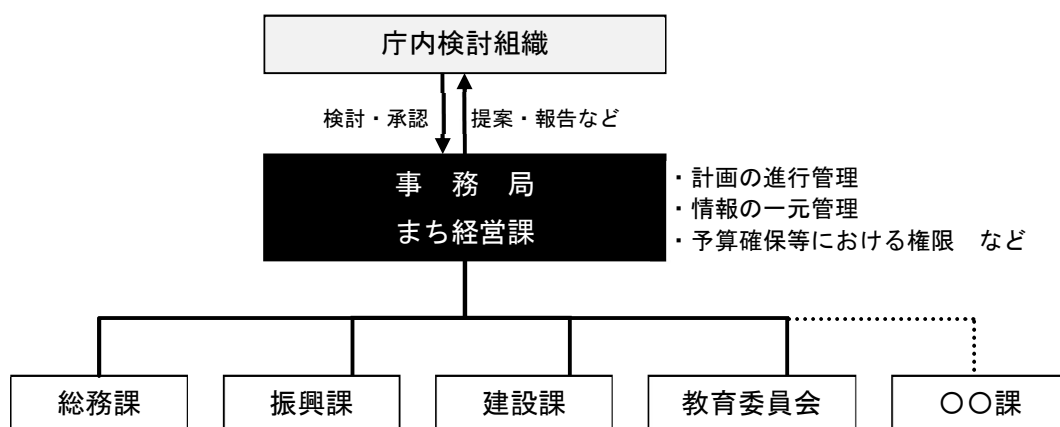


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

(2) 情報の一元管理

施設ごとに施設所管課が把握している施設情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる仕組みを構築します。

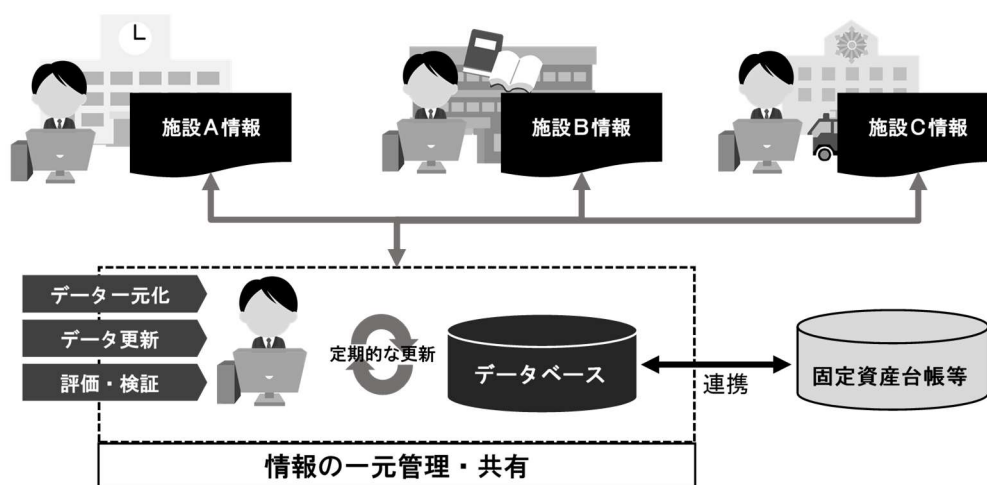


図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5. 2. フォローアップの実施方針

(1) P D C Aサイクルによる計画の推進

P D C A (計画・実施・評価・改善) サイクルにより、取り組みの進捗管理や改善を行い、本計画に沿った公共施設等マネジメントを推進します。

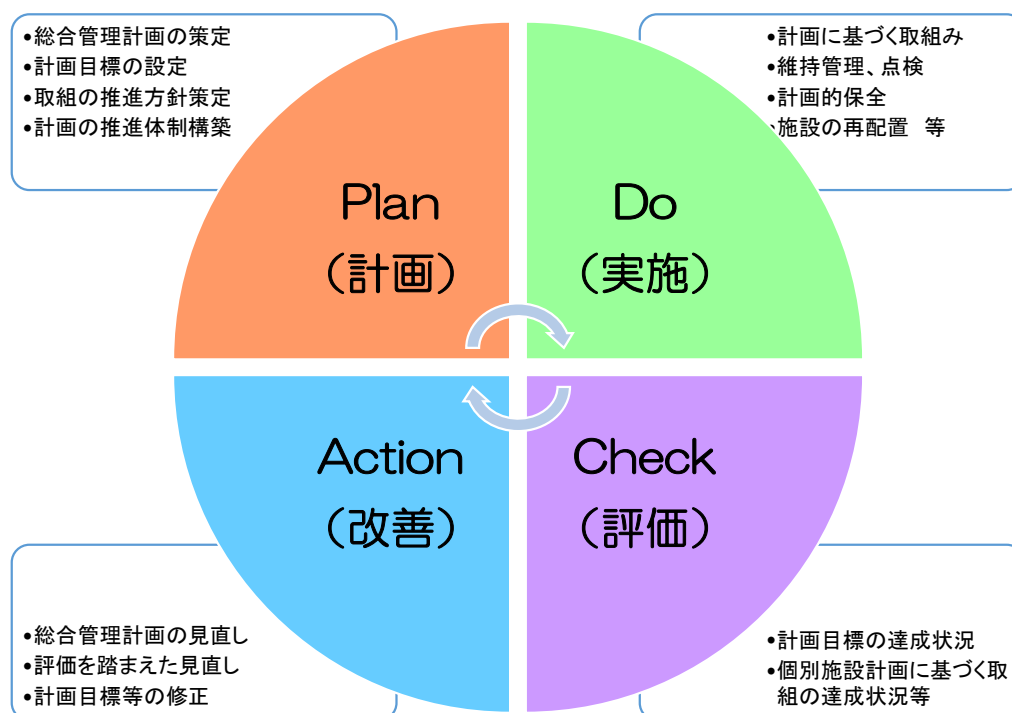


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 議会・住民との情報共有

計画を推進するためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取り組み状況などの議会報告、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

資料編

資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆ 物価変動率、落札率等は考慮しない。
- ◆ 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- ◆ 建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 建築後、60年で更新（建替え）を実施。
- ◆ 平成28(2016)年度時点で大規模改修の実施年の30年を経過している施設は、積み残しとして平成29(2017)年から10年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用。

表 資-1 公共施設の更新等費用の単価

試算ソフト分類	大規模改修	更新
住民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

(2) インフラ資産

① 道路

- ◆ 更新年数：15年
- ※ 舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。
- ◆ 更新費用
 - ・ 全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。
- ◆ 更新費用単価
 - ・ 道路（1級、2級、その他）：4,700円/m²

② 橋りょう

- ◆ 耐用年数：60年
- ◆ 更新費用単価
 - ・ RC橋、PC橋、木橋・その他：413千円/m² 鋼橋：500千円/m²
 - ※ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 建築年度が不明の橋りょう
 - ・ 平成29(2017)年度から令和38(2056)年度の40年間で処理。
(更新費を40年間で均等に振分け)
- ◆ 耐用年数を超過している橋りょう
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29(2017)年度から5年で処理。
(更新費を5年間で均等に振り分け)

③ 下水道

- ◆ 耐用年数：50年
- ◆ 更新費用単価
 - ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。
- ◆ 下水道施設
 - ・ 建築後60年で更新、30年で大規模改修を実施。
 - ・ 更新費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用。

表 資-2 下水道管の更新費用単価

管種	更新単価(千円/m)	備考
塩ビ管、その他	124	更生工法を前提

出典：公共施設等更新費用試算ソフト 仕様書

横瀬町公共施設等総合管理計画
公共施設等の管理に関する基本的な考え方 追加別葉

令和4年3月

○脱炭素化の推進方針

- ・既存の公共施設については、施設の LED 照明の導入を進め、使用する電力については、二酸化炭素排出係数の低い電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力の調達や再生可能エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電の設置等を検討します。また、空調設備の定期的な保守・点検を実施し、設備の良好な状態を保ち、使用する電力の省力化を図ります。
- ・施設の大規模改修、更新等にあたっては、高断熱・高气密化等の省エネルギー化に対応した材料の使用、エネルギー効率の高い設備の設置や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。